説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

操作マニュアル

【申請後・認定後説明会情報仮登録】

第５版　２０２６年７月９日

このマニュアルでは、2024年度以降の新規認定申請（※）または変更認定申請（※）の
本申請後、または認定後に認定申請日以降に開催が必要な説明会の開催にあたる、
説明会情報の仮登録方法および開催後の概要報告書等の提出方法について説明します

目次

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら



1.申請後説明会情報仮登録

・フロー ・・・P.2

・仮登録手順 ・・・P.3

・仮登録情報の参照手順 ・・・P.18

・仮登録情報の削除手順 ・・・P.23

・仮登録後の説明会概要報告書提出手順 ・・・P.26

2.認定後説明会情報仮登録

・フロー ・・・P.41

・仮登録手順 ・・・P.42

・仮登録情報の参照手順 ・・・P.57

・仮登録情報の削除手順 ・・・P.62

・仮登録後の説明会概要報告書提出手順 ・・・P.65

3.不備通知

・サンプル ・・・P.80

4.受理通知

・サンプル ・・・P.81

フロー

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

本申請後、認定が下りるまでの間に、認定申請日以降に開催が必要な説明会の開催を行う場合のフローは以下の通りとなります。
必ず説明会情報等の仮登録が必要となり、仮登録後２週間の公表を経て、説明会開催が可能となります（説明会開催予定日まで公表）。
説明会開催予定日の翌日より当該説明会に係る説明会概要報告書等の提出が可能です。

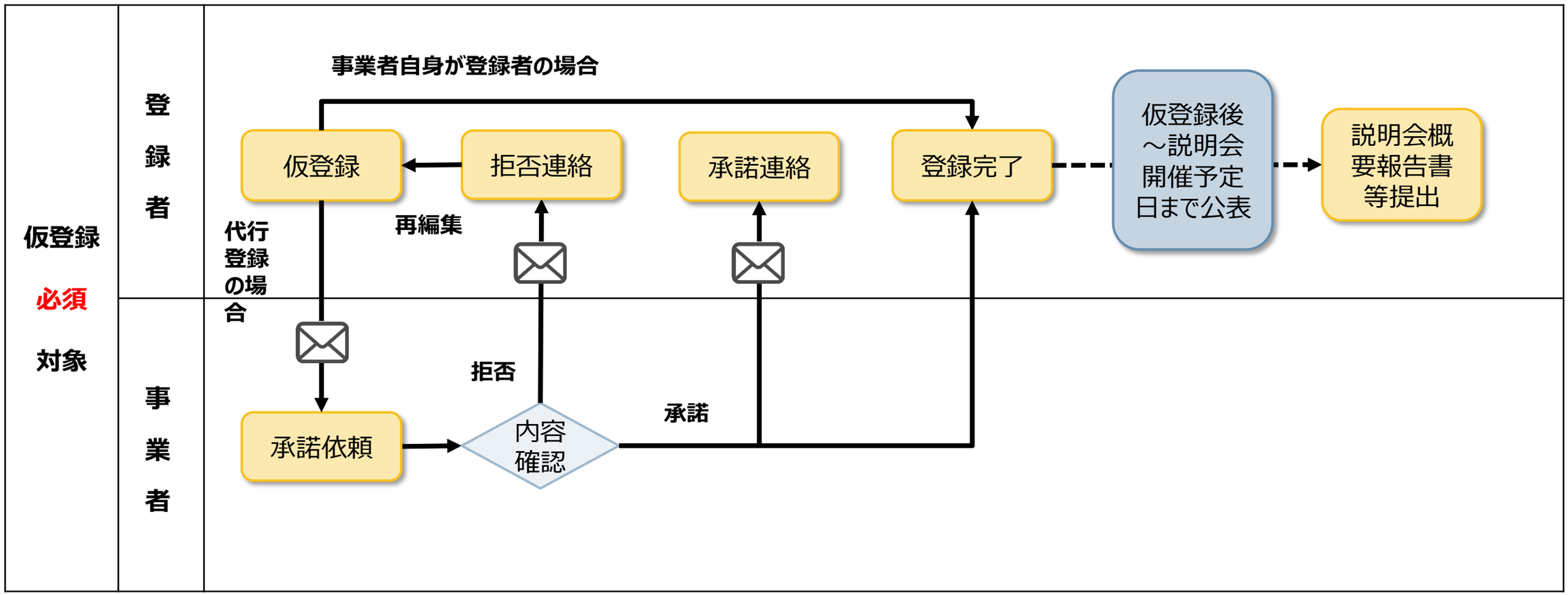

※事業者の内容確認時に、
説明会開催日時までに**2週間の猶予**が無ければ「**承諾**」を行うことができませんのでご注意ください。
「**拒否**」のみ可能で、再度**2週間後以降**の日時で説明会を予定し、仮登録の再編集が必要になります。

ログイン

再生可能エネルギー電子申請システムにログインを行います。

必ず対象となる申請を行っているログインIDでログインをします。

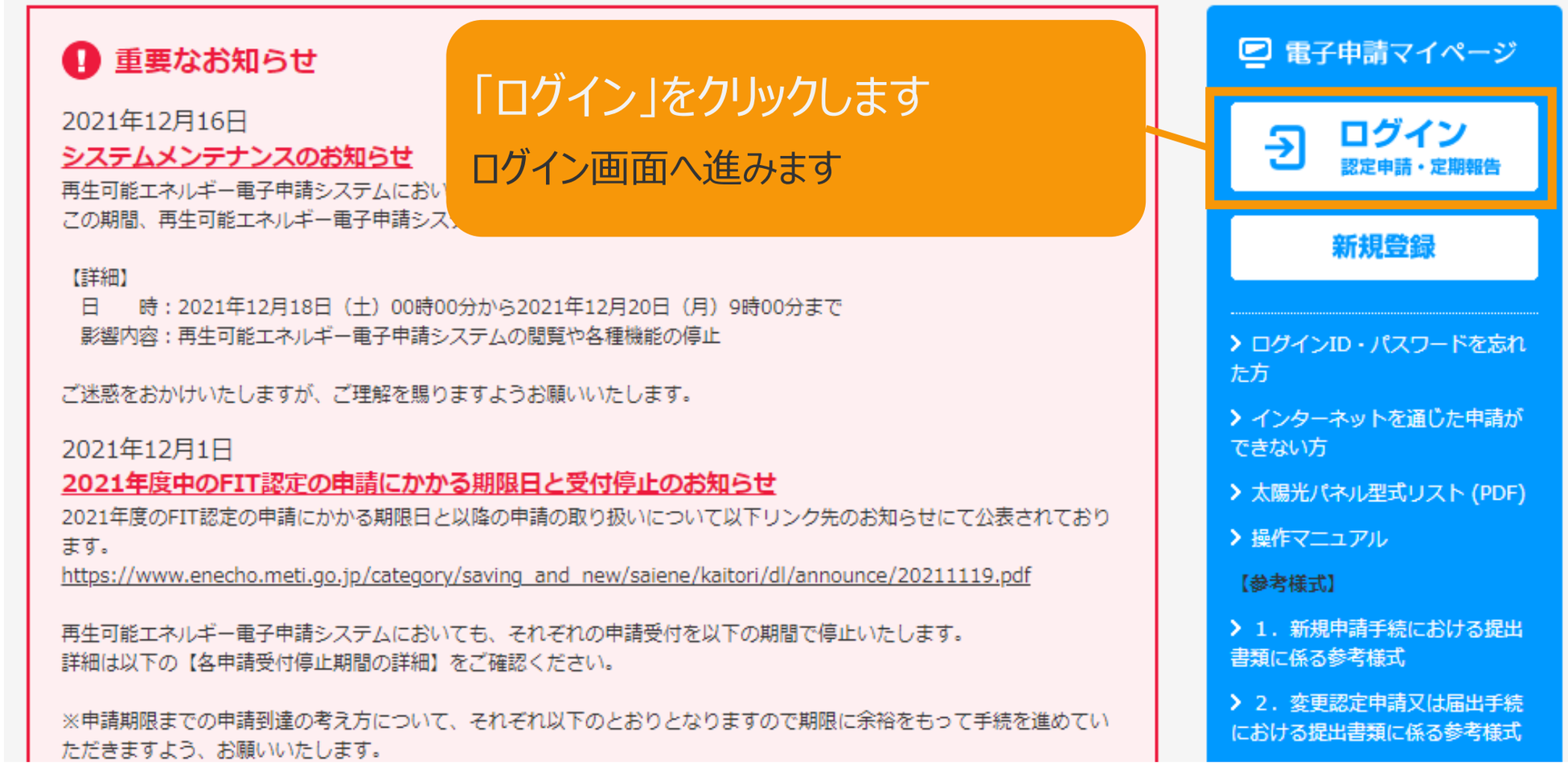

ログイン

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

ログイン

(1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル（PDF、ZIP）が必須となります。
　ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

(2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与（設備設置者のＩＤ・パスワードは、手続を行った登録者に発行しております。）されている
　ログインＩＤ・パスワードにてログインをお願いいたします。

ログインID	abcd1234
パスワード	

対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

ログイン

初めての方はこちらからユーザ登録ができます。　› 新規登録へ

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

1 [ログインID](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

2 「ログイン」ボタンをクリックします
マイページ画面が表示されます

マイページ

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

再生可能エネルギー電子申請システムにログインすると、マイページが表示されます。

メニューから「認定申請一覧」を選択します。



申請検索

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

説明会を開催する対象の申請情報を検索します。

認定申請一覧

申請種別 --なし--　　認定法区分 -- すべて --

申請ID　　～　　申請状態 -- なし --

事業者名 部分一致

申請日（登録日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

初回申請日（承諾日） 2017/04/01 ～ 2017/05/01

※「申請日（登録日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出の内容について、入力者が入力を完了し、設備設置者に承諾コードを送付した日付です。申請/届出を取り扱う機関に到達した日付ではありません。
※「初回申請日（承諾日）」は、50kW未満太陽光発電設備の申請/届出、または、みなし認定移行手続が申請/届出を取り扱う機関に到達した日付です。

発電設備の区分 -- なし --

出力区分 --なし--

検索

「検索」ボタンをクリックします

対象申請の「参照」ボタンをクリックします

1件中1件～1件まで表示

No	発電設備の区分	出力区分	申請状態	申請種別	申請ID ↑	設備ID	事業者名	発電設備の出力（kW）	申請日（登録日）	初回申請日（承諾日）	発電設備の名称	
1	地熱	50kW以上1,000kW未満	入力者編集中	新規認定申請	********		********	50.0kW	2024年06月20日		********	参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

申請参照

画面下部にある「申請後説明会情報仮登録」ボタンより手続きを行います。

【GビズIDを利用して手続きを行う場合】
③『申請情報確定（GビズIDでログイン）』ボタンを押して、遷移した画面の説明に従い、GビズIDでログインを行います。
④GビズIDでログインが完了すると申請が完了となります。
（申請不備後の再申請ではGビズIDでのログインは不要です。『申請情報確定』ボタンを押下して確定します。）
⑤申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

【GビズIDを利用せずに手続きを行う場合】
③『申請情報確定』ボタンを押して、申請情報を確定します。
④申請書・返信用封筒を経済産業局に郵送してください。

※申請書及び委任状に記載される住所以外に返信用封筒による郵送を希望する場合は、連絡票を添付することが必要です。添付漏れがないか再確認をお願いします。
※ただし、返信用封筒に記載できる郵送先は、申請者及び申請代行事業者と同一法人の宛先（支店・営業所など）に限ります。
※郵送方法については、該当する申請種別をクリックして遷移するリンク先のページをご確認ください。
・新規申請の場合
・新規申請以外の場合

「申請後説明会情報仮登録」ボタンをクリックします

申請書印刷
申請情報確定
申請情報確定（GビズIDでログイン）
編　集
削　除
申請後説明会情報仮登録

申請後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

注意事項が表示されますので、
内容をよくご確認いただき該当する場合のみ手続きを進めてください。

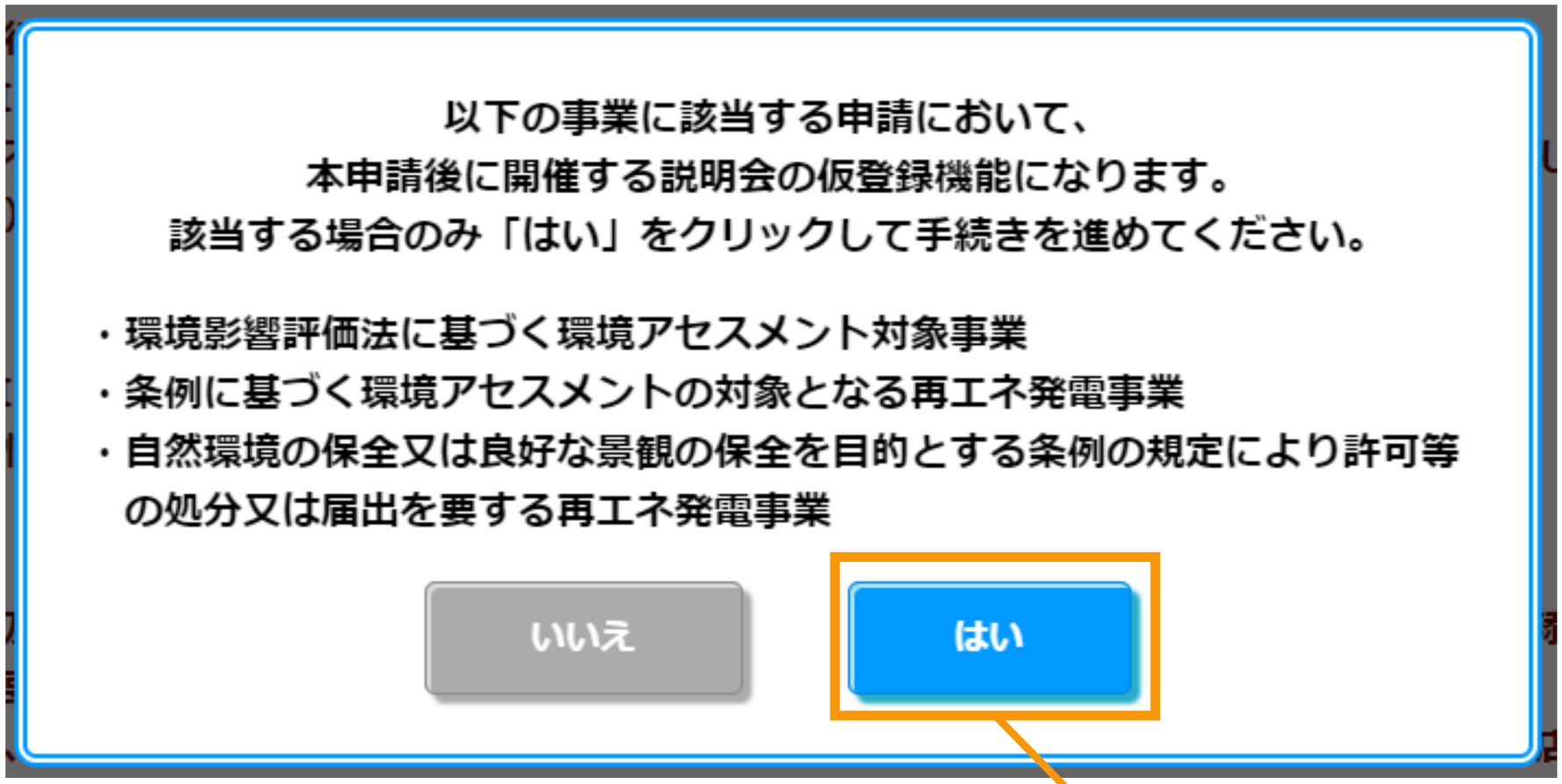

手続を進める場合は「はい」をクリックします

申請後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

登録画面が表示されますので、必要事項を入力します。
※説明会情報を除く入力情報のうち、
「必要な許認可等」および「該当するエリア」以外の項目については
本申請にて入力いただいている内容が表示され変更することができませんのでご注意ください。

必要な許認可等 必須	☐ ①森林法第10条の２第１項の開発行為の許可が必要な事業 ☐ ②宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項及び第30条第１項の許可並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可が必要な事業 ☐ ③砂防法第４条第１項（同法第３条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分が必要な事業 ☐ ④地すべり等防止法第18条第１項及び第42条第１項の許可が必要な事業 ☐ ⑤急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第７条第１項の許可が必要な事業 ☐ ⑥環境影響評価法又は条例に基づき環境アセスの対象となる場合 ☐ ⑦自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的とする条例の規定により許可等の処分又は届出を必要とする事業 ☐ ⑧上記のいずれにも該当しない場合
該当するエリア 必須	☐ （１）認定申請要件許認可（上記①～⑤の許認可）の対象エリア ☐ （２）土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）又は土石流危険渓流 ☐ （３）条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリア ☐ 該当なし

①～⑦に該当する場
グでの説明会の開

[必要な許認可等]で該当する選択肢をチェックします。
※複数の許認可が必要な場合はそれぞれにチェックをしてください。

[周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当]で該当するを選択した場合、[該当するエリア]で該当する選択肢をチェックしてください。
※複数のエリアに該当する場合はそれぞれにチェックをしてください。

申請後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

説明会情報を入力します

説明会情報

※こちらに記載の内容は登録後、資源エネルギー庁ウェブサイトに掲載されます。

No	説明会情報
1	開催場所 〒 123 － 4567 住所反映 都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇-〇〇-〇〇〇 ※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください 開催回 1 開催日時 日付 2017/05/01 開始時間 15:00 終了時間 16:00 他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等） 同時開催する説明会の仮登録ID 8桁 ☐ 複数事業を一つの説明会…ち、一つ目の事業の仮登録…

[開催場所]を入力します
※入力方法は**次ページ参照**
※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください

[開催回]を半角数字で入力します

[開催日時]を
日付と時間に分けてそれぞれ入力します

[他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）]は該当事項がある場合は入力します

申請後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら





[郵便番号]を入力し、「住所反映」ボタンをクリックします

住所一覧から該当する住所の「選択」ボタンをクリックします

町名までが自動入力されますので、[町名・番地]欄に町名以降の丁目等を追記入力します

申請後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

説明会情報を入力します

説明会情報

※こちらに記載の内容は登録後、資源エネルギー庁ウェブサイトに掲載されます。

No	説明会情報	
1	開催場所	〒 都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇-〇〇 ※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください
	開催回	1
	開催日時	日付 2017/05/01 開始時間 15:00 終了時間 16:00
	他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）	
	同時開催する説明会の仮登録ID	半角数字8桁 ☐ 複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の事業の仮登録に該当する場合
	追加 コピー 削除	

[同時開催する説明会の仮登録ID]は、複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合に、同一の説明会であることが確認できるように1つ目の事業の仮登録を行った際に発行された仮登録IDを入力します（IDは仮登録完了画面で表示されます。（**P.17参照**））

複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合に、1つ目の事業の仮登録である場合のみ、チェックをします
※登録方法の詳細については次ページを参照してください

申請後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

【複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合の登録方法】

A事業、B事業、C事業を統合して1説明会として開催する場合、
仮登録自体はA事業、B事業、C事業についてそれぞれ登録をしていただく必要があります。
（P.5～24の仮登録の登録が3事業分必要になります。）
（**必ず同一のログインIDで仮登録を行ってください。**）

仮登録の際、説明会情報に入力する内容は同様の内容をそれぞれの仮登録時に入力します。

A事業→B事業→C事業の順に仮登録を行う場合、

A事業の仮登録においては、「複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の仮登録に該当する場合」にチェックをして登録します。
仮登録完了時に画面に表示されるIDを控えておきます。（※１）

その後、 B事業、C事業の仮登録において、（※１）で控えたIDを、
「同時開催する説明会の仮登録ID」に入力して登録します。

※一事業単体で説明会を開催する場合は、「同時開催する説明会の仮登録ID」の入力および「複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の仮登録に該当する場合」へのチェックは不要です。

申請後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

説明会情報を入力します

説明会情報

※こちらに記載の内容は登録後、資源エネルギー庁ウェブサイトに掲載されます。

No	説明会情報	
1	開催場所	〒 123 － 4567 住所反映 都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇-〇〇-〇〇〇 ※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください
	開催回	1
	開催日時	日付 2017/05/01 開始時間 15:00 終了時間 16:00
	他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）	
	同時開催する説明会の仮登録ID	半角数字8桁 ☐ 複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の事業の仮登録に該当する場合

追加 コピー 削除

「追加」：空欄の入力枠を追加します
「コピー」：コピーをクリックしたデータをコピーした状態の入力枠を追加します
「削除」：削除をクリックした入力枠を削除します
（1件の場合は削除できません）

申請後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



同意事項にチェックを付けます

確認

周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認 **必須**

- ☐ 再エネ発電事業の実施場所の敷地境界からの水平距離が一定の範囲内の居住者が存在しない
- ☐ 市町村への事前相談を踏まえ、市町村の意見により加えるべき者が存在しない
- ☐ 上記いずれも該当しない

※一定の範囲は、次の場合に応じて以下の範囲をいいます。
（Ⅰ）低圧電源の場合：100m
（Ⅱ）高圧電源又は特別高圧電源の場合（次の場合を除く）：300m
（Ⅲ）環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業に限る

[周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認]で該当する選択肢をチェックします。

※説明会の開催が必要となる場合（仮登録が必要となる場合）は、以下の点にご留意ください。

● 本システムにおける仮登録の手続は、**説明会の開催が必要な事業の範囲に該当することや、説明会の適法性を保障するものではありません。**説明会の開催が必要な事業の範囲の該当性や、説明会の要件については、必ず再エネ特措法、同法施行規則及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」をご確認ください。

・関係法令
・「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」

● 説明会の開催が必要な事業の場合は、**必ず仮登録**をした上で、**説明会の開催予定日の２週間前**までに、**開催情報を登録しなければなりません。**

● 仮登録に進む場合、**以下の情報を含む説明会の開催情報**が、説明会の開催予定日までの間、**資源エネルギー庁のHPにおいて公開されます。**予定する説明会について、**必ず正確な情報をご記入ください。**虚偽の情報を記入した場合は、偽計業務妨害罪などの罪に問われる可能性があります。

・設備ID（変更の場合）
・再エネ発電事業者名（変更の場合は、現事業者名と変更予定の事業者名）
・再エネ発電事業者代表（変更の場合は、現代表者名と変更予定の代表者名）
・説明会の開催日時及び開催場所
・事業者連絡先
・電源種
・事業の実施場所
・出力規模
・工事開始予定時期
・運転開始予定時期
・過去の開催登録実績
・説明会ID（同時開催する説明会IDを含む。）

記載内容を十分にご確認いただいた上で、チェックをつけてください。
※チェックがない場合、先に進めません。

☐ 上記を確認し、その内容について理解しました。また、仮登録時に登録する説明会の開催情報の公開に同意します。

申請後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

必要事項をすべて入力後、内容確認に進みます



「内容確認」ボタンをクリックします



内容確認画面で入力内容に問題がなければ「登録」ボタンをクリックします

申請後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

仮登録は完了となります。
※ただし、事業者本人以外による登録の場合、必ず事業者による承諾が必要となります。
承諾がなされるまでは仮登録が完了したことにはなりませんのでご注意ください。
承諾に時間を要し、承諾時点から2週間後以降の説明会開催日ではない場合、最低周知期間の2週間を下回るため、説明会情報公表の承諾は行えず、拒否をしていただき仮登録の再登録が必要になりますので十分余裕を持って登録を行ってください。

※いずれの場合であっても公表から2週間以降の説明会開催後、当該説明会に係る説明会概要報告書等の提出が必要となります。
提出方法は次ページ以降を参照してください。

※複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合に、1つ目の事業の仮登録を完了させた場合は必ず画面に表示されている申請IDを保管しておいてください。
2つ目以降の仮登録の登録時に必要となります。（P.12参照）

※事業者本人以外による登録の場合、必ず事業者による承諾が必要になります。
別途承諾のお知らせをお送りしておりますので登録お内容の確認を行っていただくよう依頼をしてください。

※説明会開催後、概要報告書等の提出が必要になりますのでご注意ください。
説明会開催後、下記の手順で必ず概要報告書等の提出を行ってください。
①新規認定申請入力をクリック
②仮登録済申請の本登録をクリック
③検索画面で該当の仮登録情報を検索し、参照ボタンをクリック
④参照画面で説明会概要報告書等提出ボタンをクリック
⑤必要事項の入力および必要書類の添付等を行います。

申請ID：********

仮登録情報の参照

仮登録を行った申請を参照する場合は、
メニューから「新規認定申請入力」を選択します。



メニュー

- 新規認定申請入力 ›
- 認定申請一覧 ›
- 認定設備一覧 ›
- みなし認定設備一覧
  28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。
  （設備ＩＤが「Ｆ」で始まる設備を除く。） ›
- 提出一覧 ›

詳細情報は、「認定申請一覧」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより
「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請

「新規認定申請入力」をクリックします

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



必要な手続きの判定

10kW未満太陽光、屋根設置太陽光、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア外の50kW未満設備、再エネ海域利用法の適用事業に該当するもの以外の場合、新規認定申請を行う前に仮登録にて必要事項の登録が必要になります。
申請を行う対象の情報を選択及び入力し、必要な手続きを行ってください。

対象の制度	FIT	
発電設備の区分	太陽光	
出力区分	10kW未満	
設備利用者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方	
発電設備の出力（kW）	12.3	[半角数字(小数点第1位まで)] 発電設備の出力は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか低い方の出力の合計値を(W)単位で換算し、合計値を(kW)単位に換算した後、小数第2位を切り捨てて、小数第1位まで入力してください。パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか低い方の出力を合計した値を入力してください。
屋根設置の有無	屋根設置	
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当	該当する	周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアとは以下を指します。 ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可を求めることとした許認可に係るエリア ②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア ③条例において、自然環境・景観の保護を目
該当再エネ発電事業を合計した出力が50kW以上となるか	該当する	
離島等供給エリアか	該当無し	

・過去の開催登録実績
・説明会ID（同時開催する説明会IDを含む。）

☐ 上記を確認し、その内容について理解しました。また、仮登録時に登録する説明会の開催情報の公開に同意します。

戻 る　　仮登録

仮登録済申請から本登録へ進む場合は以下のボタンからお進みください

仮登録済申請の本登録

「仮登録済申請の本登録」ボタンをクリックします

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

登録完了時（**P.17参照**）に表示されたIDの仮登録情報を検索します

仮登録一覧

対象の制度　-- すべて --

ステータス　-- すべて --

発電設備の区分　-- なし --

発電設備の出力（kW）　～

ID　～

登録日　2017/04/01　～　2017/04/01

検索

必要に応じて検索条件を選択・入力します
※未入力でも検索可能です。その場合、ログインIDに紐づく仮登録情報が全て結果に表示されます。
※検索条件を未指定の状態で検索結果が0件の場合、ログインIDに紐づく仮登録情報が存在しないので正しいログインIDであるかの確認をしてください

「検索」ボタンをクリックします
※該当する仮登録情報が存在する場合、画面下部に検索結果が表示されます。

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

参照する仮登録情報の検索をします

仮登録一覧

対象の制度 -- すべて --

ステータス -- すべて --

発電設備の区分 -- なし --

発電設備の出力（kW） ～

ID ～

登録日 2017/04/01 ～ 2017/04/01

検索

「参照」ボタンをクリックします
選択した仮登録情報の参照画面が表示されます

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

No	ID ↑	ステータス	対象の制度	発電設備の出力（kW）	
1	********	登録済	FIT	50.000kW	参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

登録した仮登録情報の詳細の確認ができます。
以下の手続きを行うことができます。

・**編集**：登録した仮登録情報の編集が行えます。
（操作方法は登録時と同様です。**P.9以降参照**）

・**削除**：当該説明会を開催しなくなった場合、登録した仮登録情報の削除が行えます。
※本申請自体の削除ではありません。（**P.23参照**）

・**説明会概要報告書提出**：当該説明会に係る説明会概要報告書等の提出が行えます。
（**P.26参照**）

1	開催回	1
	開催日時	2024/7/13　15:00～16:00
	他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）	
	同時開催する説明会の仮登録ID	

戻　る　　編　集　　削　除　　説明会概要報告書提出

仮登録情報の削除

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

当該説明会を開催しなくなった場合、登録した仮登録情報の削除が行えます。
※参照画面の表示方法はP.20～22参照

出力区分	1,000kW未満
発電設備の出力（kW）	60.000
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当	該当しない
離島等供給エリアか	該当無し

入力情報

法人個人区分	個人
事業者名	個人　太郎
連絡先	01-2345-6789
必要な許認可	森林法
該当するエリア	（1）認定申請要件許認可（森林法・盛土規制法・砂防三法）の対象エリア
発電設備の設置場所（代表）	〒100－0001 東京都千代田区千代田１－１－１
設置工事開始予定日	2024年02月20日
運転開始日（又は予定日）	2024年02月20日

密接関係者（資本関係等において認定事業者と密接な関係を有するものをいう）

密接関係者は登録されていません。

説明会情報

No	説明会情報	
1	開催場所	〒100－0001 東京都千代田区千代田１－１－１
	開催回	1
	開催日時	2024/03/02 18:00
	備考	
	同時開催する説明会の仮登録ID	

「削除」ボタンをクリックします

戻る　編集　削除

利用規約 | プライバシーポリシー
経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

仮登録情報の削除

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

当該説明会を開催しなくなった場合、登録した仮登録情報の削除が行えます。

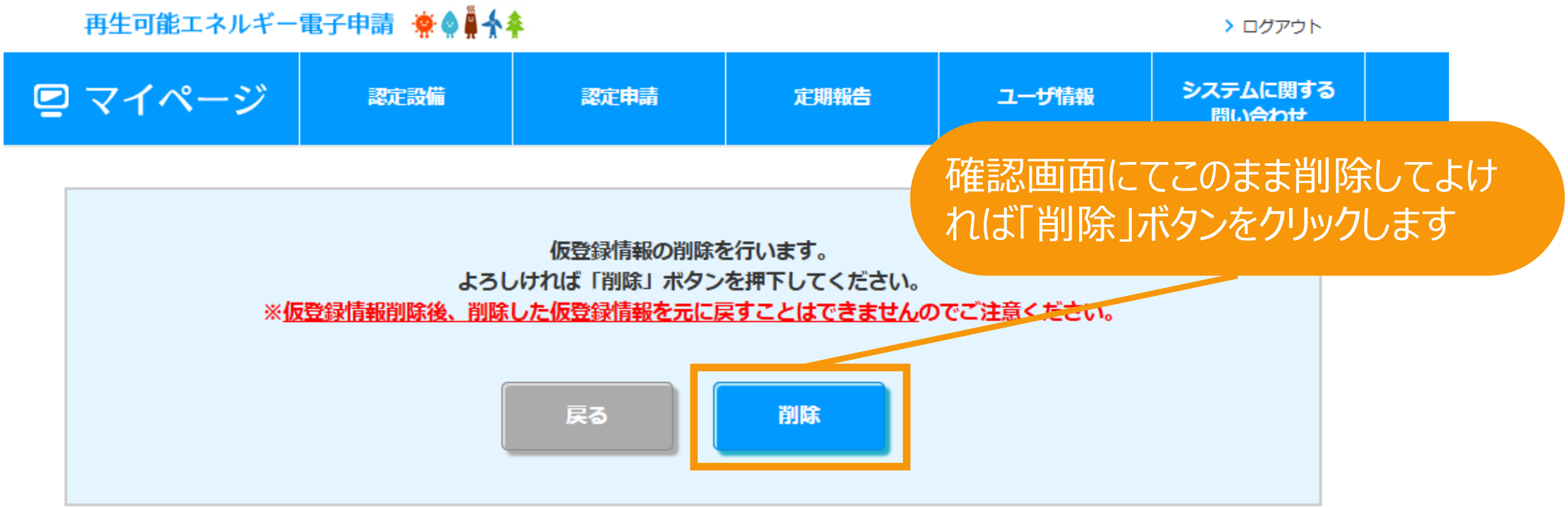

仮登録情報の削除

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

当該説明会を開催しなくなった場合、登録した仮登録情報の削除が行えます。

削除完了となります。
「戻る」ボタンをクリックして終了します



仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

説明会概要報告書提出ボタンをクリックして、
当該説明会に係る説明会概要報告書等の提出へと進みます
※参照画面の表示方法はP.20～22参照

説明会情報

No	説明会情報	
1	開催場所	〒100－0001 東京都千代田区千代田１－１　会議室Ａ
	開催回	1
	開催日時	2024/7/13　15:00～16:00
	他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）	
	同時開催する説明会の仮登録ID	

「説明会概要報告書提出」ボタンをクリックします

戻　る　　編　集　　削　除　　**説明会概要報告書提出**

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

説明会概要報告書について入力をしていただきます。
記載する内容については**説明会及び事前周知措置実施ガイドライン**をご参照ください。

説明会概要報告書

以下の情報を含む説明会・事前周知措置の概要報告情報が、提出後、資源エネルギー庁のHPにおいて公開されます。
開催した説明会について、必ず正確な情報をご記入ください。虚偽の情報を記入した場合は、偽計業務妨害などの罪に問われる可能性があります。

- 設備ID
- 説明会ID（説明会概要報告書を提出の場合）
- 再エネ発電事業者名
- 再エネ発電事業者代表
- 事業者連絡先（説明会概要報告書を提出の場合）
- 電源種
- 事業の実施場所
- 出力規模
- 工事開始予定日（説明会概要報告書を提出の場合）
- 運転開始予定日
- 説明会または事前周知措置概要報告書

☐ 上記を確認し、その内容について理解しました。認定後に資源エネルギー庁のHPにおいて公開されることに同意します。

No	必須	説明会概要報告書	
		開催場所	〒 105－0004 東京都港区新橋１－１－１
		開催回	1
		開催日時	2024/3/14 11:16～11:16
		開催案内	実施方法 ①ポスティングによる書面配布
			実施対象地域 ※住所での記入。住民の氏名等の個人情報の記入を禁じます。
		参加者	10 名
		質疑時間	30 分
		質疑人数	5 人

[同意事項]についてご確認いただき、チェックをします

開催場所、開催回、開催日時については仮登録の際に登録した内容が表示されます

[実施方法]を選択します

[実施対象地域]を入力します
※注意事項をよくご確認の上入力してください

[参加者]を入力します

[質疑時間]を入力します

[質疑人数]を入力します

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

説明会概要報告書について入力をしていただきます。
記載する内容については**説明会及び事前周知措置実施ガイドライン**をご参照ください。

1

主な質疑項目

- ☐ 再エネ発電事業計画の概要
- ☐ 関係法令遵守状況
- ☐ 土地権原取得状況
- ☐ 再エネ発電事業の設置工事の概要
- ☐ 関係者情報
- ☐ 再エネ発電事業の安全面の影響及び予防措置
- ☐ 再エネ発電事業の景観面の影響及び予防措置
- ☐ 再エネ発電事業の自然環境面の影響及び予防措置
- ☐ 再エネ発電事業の生活環境面の影響及び予防措置
- ☐ 再エネ発電事業の廃棄に関する影響及び予防措置
- ☐ その他

質問募集フォーム（募集期間開始日）	2017/05/01
質問募集フォーム（募集期間終了日）	2017/05/01
質問募集フォーム（質問件数）	5 件
質問募集フォーム（回答方法）	（記載例）回答を記した書面を開催案内と同様にポスティングにより配布。

[主な質疑事項]を選択します

[質問募集フォーム（募集期間開始日）]を入力します

[質問募集フォーム（募集期間終了日）]を入力します

[質問募集フォーム（質問件数）]を入力します

[質問募集フォーム（回答方法）]を入力します

GビズID利用の有無

当該申請での、GビズIDの利用の有無について該当の選択肢を選択して内容確認へ進んでください。

※GビズIDを利用する場合、内容確認画面から次の画面へ進む際にGビズIDの認証が必要になります。
※GビズIDを利用しない場合、書類添付画面で必要な書類が異なります。「必要となるGビズID、印鑑証明書等」をご確認ください。

- ○ GビズIDを利用します。
- ◉ GビズIDを利用しません。

GビズIDの利用の有無について該当の選択肢を選択します。

戻 る　　内容確認

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

必要事項をすべて入力後、内容確認に進みます



「内容確認」ボタンをクリックします



内容確認画面で入力内容に問題がなければ「保存して次に進む」ボタンをクリックします

◎GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用します]を選択した場合：マニュアルP.30へ進みます。
◎GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用しません]を選択した場合：マニュアルP.31へ進みます。

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

[GビズIDを利用する]を選択した場合

GビズIDを利用して手続きを行う場合、GビズIDログインをクリックしてGビズID認証を行います。

※当該申請において、すでにGビズID認証を実施した場合（補正内容の修正の際など）は
再度のGビズID認証は不要なためマニュアルP.31へお進みください。

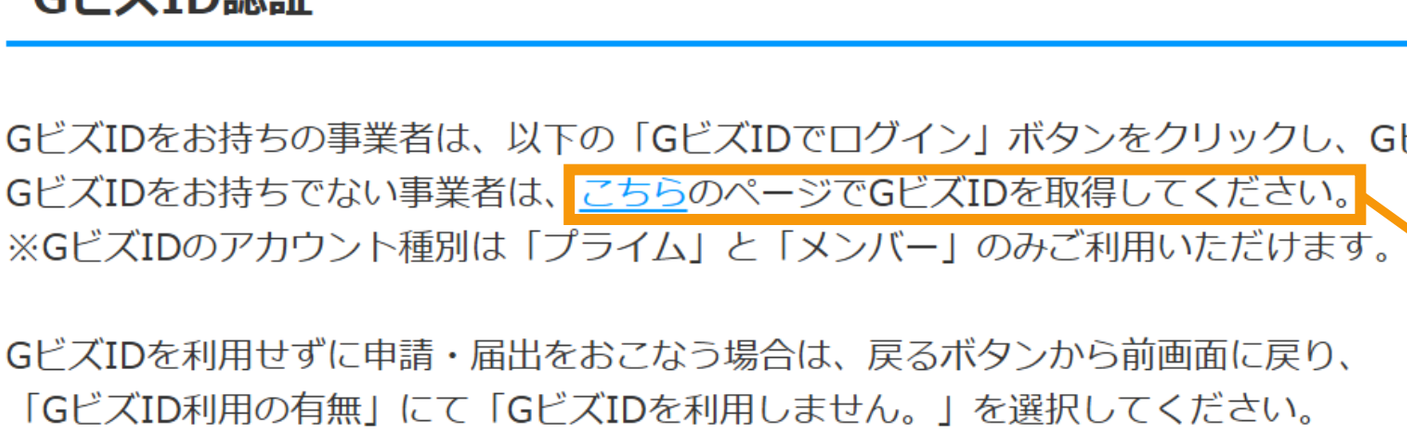

GビズIDを取得したい場合は予め、GビズIDのサイト（https://gbiz-id.go.jp/top/）からGビズIDを取得してください
※利用できるアカウント種別はプライムとメンバーのみです



GビズIDを利用しない手続きに戻りたい場合は「戻る」ボタンをクリックます

申請内容登録画面に戻ります
※マニュアルP.28に戻り、GビスIDを利用しないを選択してください

GビズIDを利用して手続きを進めます
「GビズIDログイン」ボタンをクリックします

GビズID認証画面に進みます
※GビズID認証方法は【GビズID認証】マニュアルを参照してください
※GビズID認証完了後、マニュアルP.31へお進みください

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

書類添付画面で必要な書類のアップロード及び説明会概要報告書出力を行います
（アップロード方法は**P.32参照**）
（説明会概要報告書出力方法は**P.33参照**）

申請後説明会概要報告書等提出

情報入力 ＞ 内容確認 ＞ 書類添付 ＞ 登録完了

書類添付

添付ファイルは、PDFかZIPにしてください。
１つのファイルは、10MB以下にしてください。
１つの枠にファイルは１つしか添付できません。複数のファイルを添付する場合はZIP形式でまとめて添付してください。
ZIP形式にする際は、パスワード設定はしないでください。
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。
直近に添付されたファイルの内容に変更があり、変更後のファイルを改めて添付する場合には、必ずファイル名を変えてください。

発電事業実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図 必須	
なし	ファイルを選択 選択されていません アップロード
周辺地域住民の範囲について市町村事前相談時書類及び当該市町村意見書類 必須	
なし	ファイルを選択 選択されていません アップロード
説明会開催案内、事前周知措置実施配布書類等、自治体公報等掲載書類 必須	

戻る　提出　説明会概要報告書出力

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

書類添付方法(例)



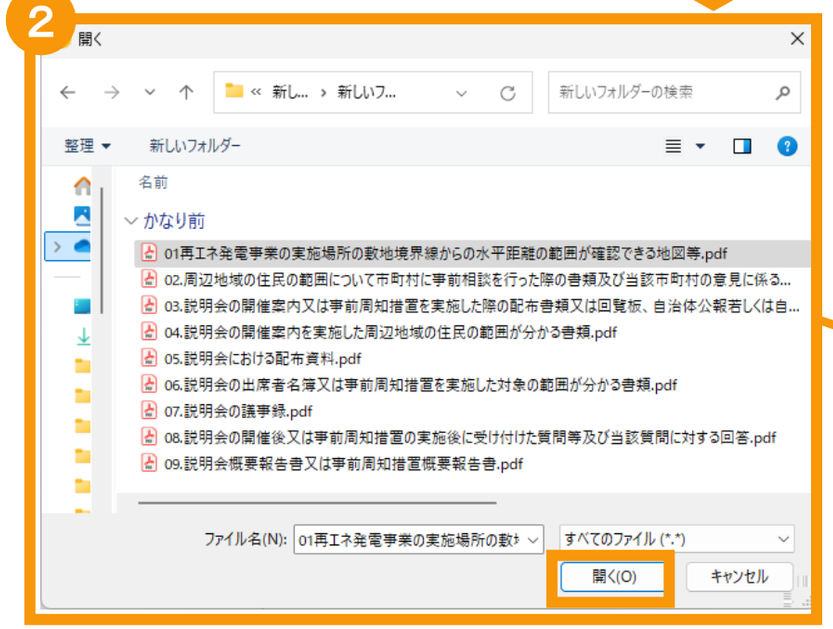

添付をする書類の「ファイルを選択」ボタンをクリックします

[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます

添付するファイルを選択し「開く」ボタンをクリックします

「参照」ボタンの横にファイル名が表示されます
※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい
※ファイルサイズは10MB以下にして下さい

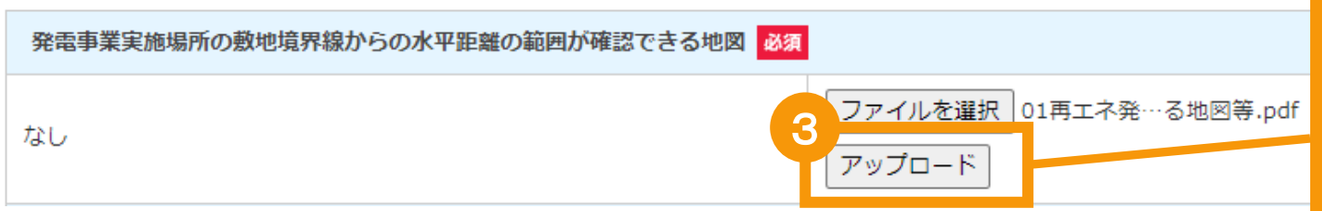

「アップロード」ボタンをクリックします

ファイルがアップロードされます
※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください
※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます
必ず1ファイルづつアップロードして下さい



アップロードされたファイルが表示されます

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

説明会概要報告書出力方法

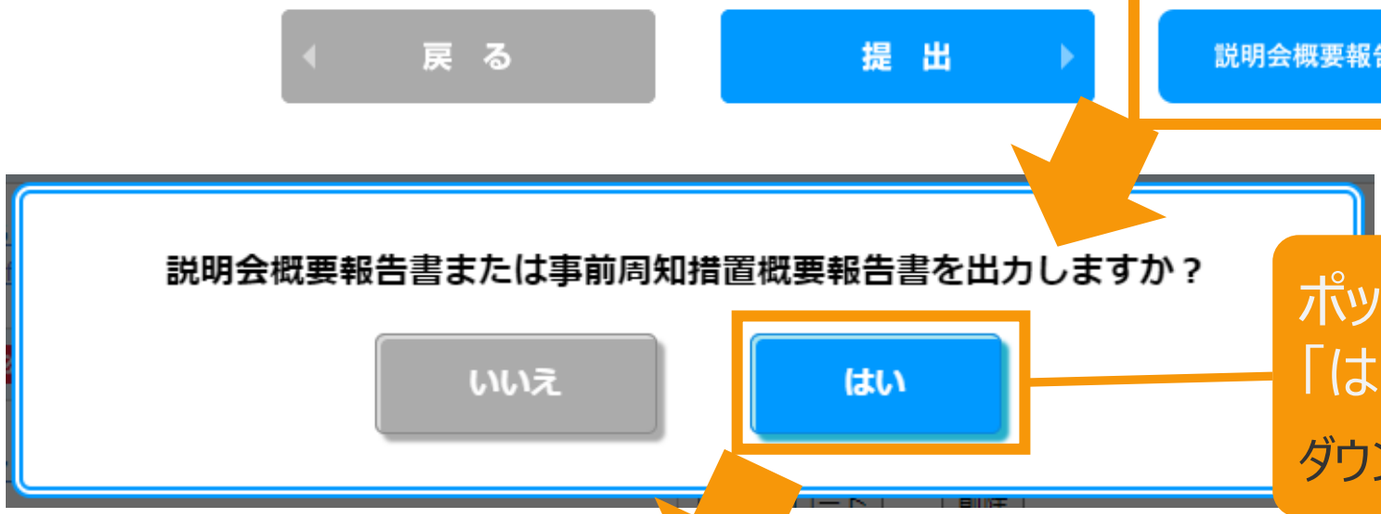

「説明会概要報告書出力」ボタンをクリックします

ポップアップが表示されますので、
「はい」ボタンをクリックします

ダウンロードを開始します。



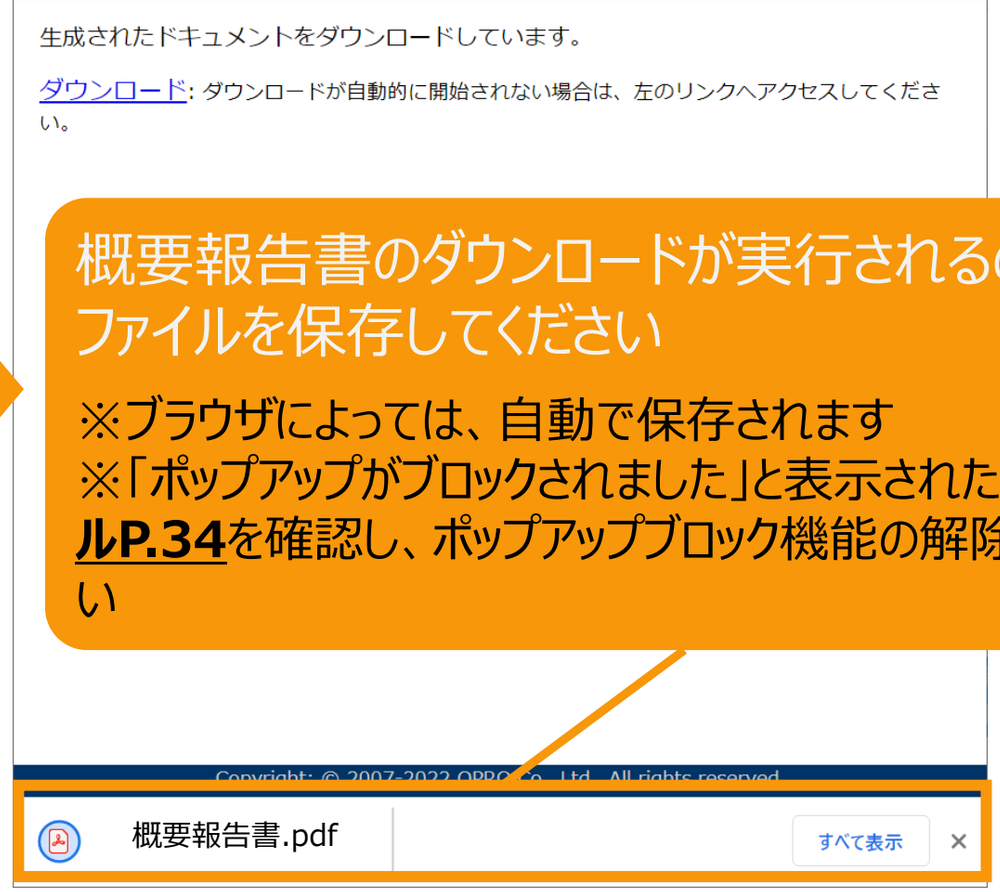

概要報告書のダウンロードが実行されるので、
ファイルを保存してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます
※「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアルP.34**を確認し、ポップアップブロック機能の解除を行ってください

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

【申請書の保存・印刷時の注意点】
申請書の印刷には、「ポップアップ ウィンドウ」を利用しています。
ご利用のブラウザの設定によっては、「ポップアップ ブロック機能」により、申請書が印刷できない場合があります。
「ポップアップ ブロック機能」の解除方法をいくつかご案内いたしますので、お手数ですが設定をお願いいたします。

<Chromeの場合>
①ポップアップブロックが設定されている状態で申請書の印刷を行うと、画面右上に「ポップアップがブロックされました」と表示されます。
②この表示部分をクリックすると詳細画面が表示されますので、表示されたURLをクリックいただくか、「サイト上のポップアップを常に許可する」を選択いただく必要があります。

※利用されているブラウザがマイクロソフト社のEdgeの場合、レイアウトが崩れるなどの理由により、画面上の表示または印刷が正しく行われないことがありますので、一度ダウンロードを行った上で、Adobe社のReaderソフト(Adobe Acrobat ReaderDCソフトウェア：無料）を使用して表示を行い、印刷をしてください。

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



申請後説明会概要報告書等提出

情報入力 ＞ 内容確認 ＞ **書類添付** ＞ 登録完了

書類添付

添付ファイルは、PDFかZIPにしてください。
１つのファイルは、10MB以下にしてください。
１つの枠にファイルは１つしか添付できません。複数のファイルを添付する場合はZIP形式でまとめて添付してください。
ZIP形式にする際は、パスワード設定はしないでください。
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。
直近に添付されたファイルの内容に変更があり、変更後のファイルを改めて添付する場合には、必ずファイル名を変えてください。

発電事業実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図 必須	
なし	ファイルを選択 選択されていません アップロード
周辺地域住民の範囲について市町村事前相談時書類及び当該市町村意見書類 必須	
なし	ファイルを選択 選択されていません アップロード
説明会開催案内、事前周知措置実施配布書類等、自治体公報等掲載書類 必須	

戻 る　　提 出

利用規約 | プライバシーポリシー　　経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All

必要書類をアップロード後、
「提出」ボタンをクリックします。

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



仮登録後の説明会概要報告書提出の登録は完了となります。
順次審査が行われ審査結果に応じて、
P.81（審査NGの場合）または
P.82（審査OKの場合）の内容でメールが送られます。



説明会概要報告書提出検索

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

説明会概要報告書提出の検索方法の手順です。

再生可能エネルギー

› ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

メニュー

- 新規認定申請入力 ›
- 認定申請一覧 ›
- 認定設備一覧 ›
- みなし認定設備一覧 ›
  28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。（設備ＩＤが「Ｆ」で始まる設備を除く。）
- 提出一覧 ›

詳細情報は、「認定申請一覧」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。
申請状態一覧.pdf

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf

利用規約 | プライバシーポリシー

for Natural Resources and Energy All rights reserved.

「提出一覧」ボタンをクリック

説明会概要報告書提出検索

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

検索条件を適宜入力して検索します。
検索条件はなしで検索することも可能です。

提出一覧

提出種別 --なし--　提出ID　～　状況 -- なし --

事業者名 部分一致

提出日 2017/04/01 ～ 2017/05/01

初回提出日 2017/04/01 ～ 2017/05/01

発電設備の区分 -- なし --

出力区分 --なし--

検索

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

「検索」ボタンをクリックします。

説明会概要報告書提出検索

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

提出一覧

提出種別 --なし-- 提出ID ～ 状況 -- なし --

事業者名 部分一致

提出日 2017/04/01 ～ 2017/05/01

初回提出日 2017/04/01 ～ 2017/05/01

発電設備の区分 -- なし --

出力区分 --なし--

検索

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

No	発電設備の区分	出力区分	状況	提出種別	提出ID ↑	設備ID	事業者名	発電設備の出力（kW）	提出日	初回提出日	
1	地熱	50kW以上1,000kW未満	申請書出力済	申請後説明会概要報告書等提出	********		********	50.000kW	2024年07月02日	2024年07月02日	参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

「参照」ボタンをクリックします。

説明会概要報告書提出参照

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

入力した説明会概要報告書について参照できます。

再生可

ログアウト

マイ

ご関する
合わせ

申請後説明会概要報告書等提出

基本情報

事業者名（提出時）	********
発電設備の出力（kW）	********
発電設備の設置場所	********

説明会概要報告書

No	説明会概要報告書	
1	開催場所	〒 100－0001 東京都千代田区千代田１－１－１
	開催回	1
	開催日時	2024/7/17 15:00～16:00
	開催案内	********
	参加者	**名
	質疑時間	**分
	質疑人数	**人
	主な質疑項目	********
	質問募集フォーム（募集期間開始日）	****/**/**
	質問募集フォーム（募集期間終了日）	****/**/**
	質問募集フォーム（質問件数）	**件
	質問募集フォーム（回答方法）	********

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

説明会概要報告書提出参照

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



審査の結果、不備となった場合は
取り下げまたは申請内容の修正が可能です。

申

基本情報

事業者名（提出時）	********
発電設備の出力（kW）	********
発電設備の設置場所	********

説明会概要報告書

No	説明会概要報告書	
1	開催場所	〒 100－0001 東京都千代田区千代田１－１－１
	開催回	1
	開催日時	2024/7/17 15:00～16:00
	開催案内	********
	参加者	**名
	質疑時間	**分
	質疑人数	
	主な質疑項目	
	質問募集フォーム（募集期間開日）	
	質問募集フォーム（募集期間終了日）	
	質問募集フォーム（質問件数）	**
	質問募集フォーム（回答方法）	********

内容を修正する場合は
「申請内容の修正」ボタンをクリックします。
その後の登録方法は初回の登録時と同様です。
P.27～36を参照してください。

提出取り下げ　　申請内容の修正

フロー

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

認定後に開催が必要な説明会の開催を行う場合のフローは以下の通りとなります。
必ず説明会情報等の仮登録が必要となり、仮登録後２週間の公表を経て、説明会開催が可能となります（説明会開催予定日まで公表）。
説明会開催予定日の翌日より当該説明会に係る説明会概要報告書等の提出が可能です。

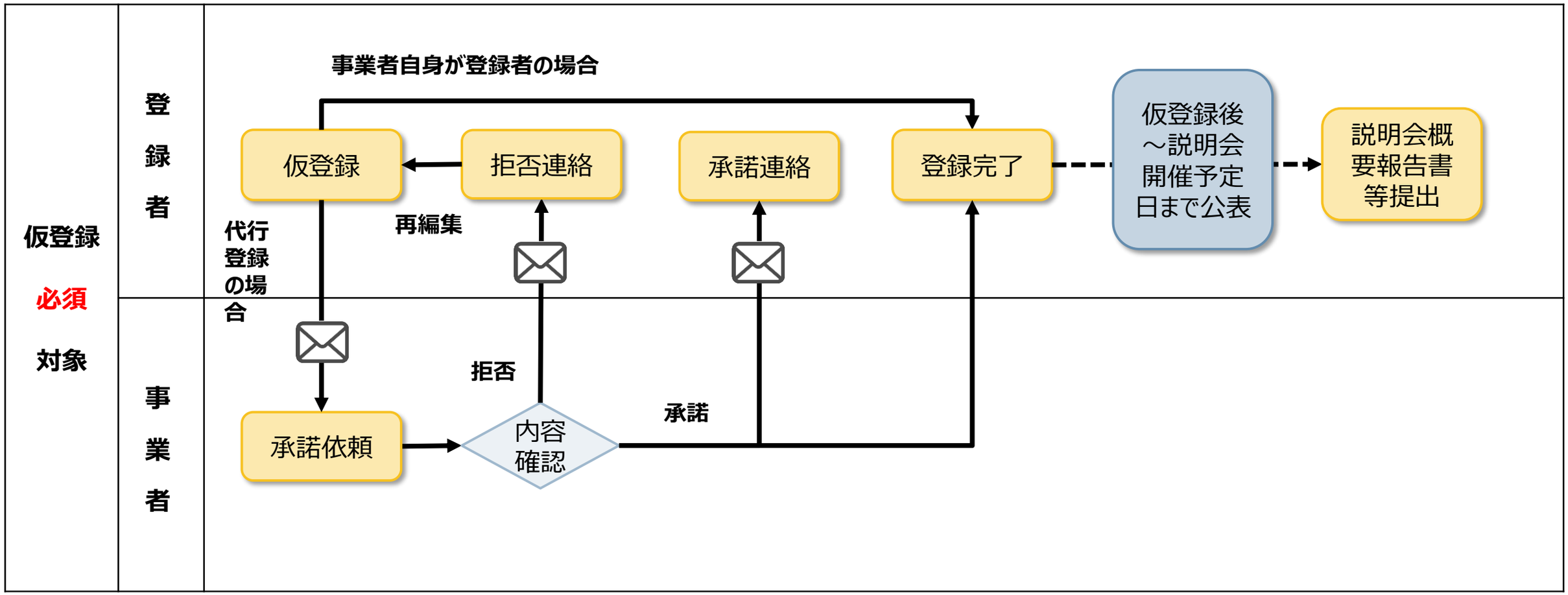

※事業者の内容確認時に、
説明会開催日時までに**2週間の猶予**が無ければ「**承諾**」を行うことができませんのでご注意ください。
「**拒否**」のみ可能で、再度**2週間後以降**の日時で説明会を予定し、仮登録の再編集が必要になります。

ログイン

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

再生可能エネルギー電子申請システムにログインを行います。

必ず対象となる認定設備に登録者として紐づいたログインIDでログインをします。登録者変更の方法は「**登録者変更：認定設備.pdf**」を参照してください。

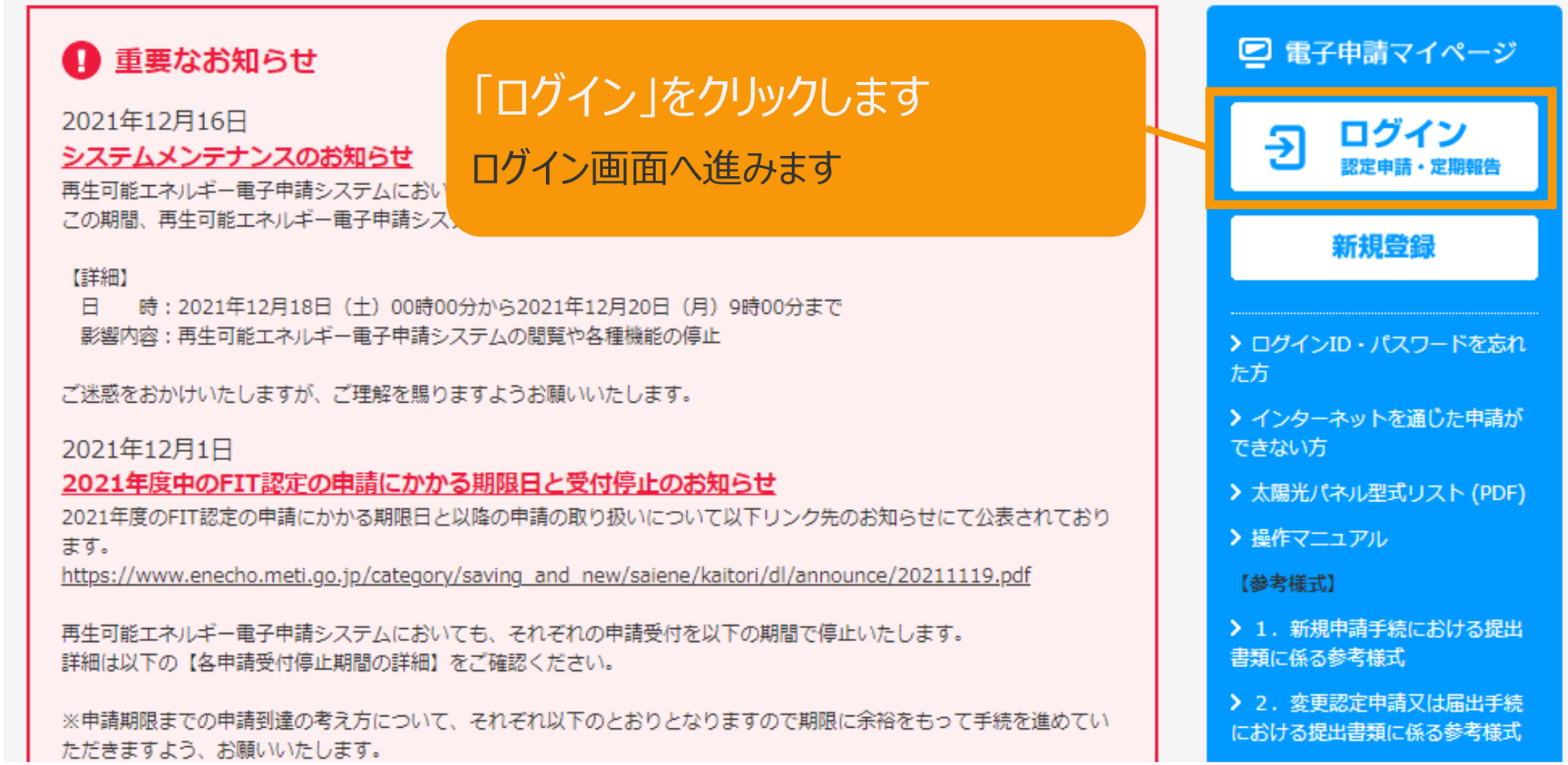

ログイン

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

FIT制度・FIP制度

再生可能エネルギー電子申請

ログイン

(1)新規の設備認定申請を行う際には、必要書類のファイル（PDF、ZIP）が必須となります。
　ファイル添付ができない場合は申請ができませんので、ご注意ください。

(2)平成28年度までに認定を受けている方は、設備認定申請を行った際に付与（設備設置者のＩＤ・パスワードは、手続を行った登録者に発行しております。）されている
　ログインＩＤ・パスワードにてログインをお願いいたします。

ログインID	abcd1234
パスワード	

対応ブラウザ：Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、Safari

1 [ログインID](半角英数字)
[パスワード](半角英数字)
を入力します

2 「ログイン」ボタンをクリックします
マイページ画面が表示されます

ログイン

初めての方はこちらからユーザ登録ができます。　› 新規登録へ

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

マイページ

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

再生可能エネルギー電子申請システムにログインすると、マイページが表示されます。

メニューから「認定設備一覧」を選択します。



認定設備検索

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

説明会を開催する対象の認定設備を検索します。

発電設備の区分 --なし--

出力区分 --なし--

認定状態 --なし-- 認定法区分 -- すべて --

発電設備の設置場所 部分一致

事業者名 部分一致

申請の認定日 2017/04/01 ～ 2017/05/01

設備ID

検索

「検索」ボタンをクリックします

対象申請の「参照」ボタンをクリックします

1件中1件～1件まで表示

No	認定状態	認定法区分	発電設備の区分	出力区分	設備ID	発電設備の設置場所	事業者名	発電設備の出力（kW）	申請の認定日	発電設備の名称	
1	認定中	FIT	地熱	50kW未満	**********	東京都港区新橋１－１－１	**********	**.*kW	2024年06月28日	**********	参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

申請参照

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

画面下部にある「認定後説明会情報仮登録」ボタンより手続きを行います。

選択する地域活用要件

（1）自家消費型・地域消費型

- ①当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも３０%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
- ②当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー電気特定卸供給により供給し、かつ、当該供給の相手方である小売電気事業者又は登録特定送配電事業者が、小売供給する電気量の５０%を当該発電設備が所在する都道府県内に供給するものであること。また、当該供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。
- ③当該発電設備において使用する熱については、当該発電設備を用いて得られた熱をもって充てる構造であること。かつ、当該発電設備において発電される再生可能エネルギー電気の少なくとも１０%について、当該発電設備の設置場所を含む一の需要場所において使用すること、又は、電気事業法に基づく特定供給により供給すること。また、当該使用又は供給の状況に関する情報について、経済産業大臣からの求めに応じて、正確に提供すること。

（2）地域一体型

- ①当該申請に係る発電事業を行おうとする者と当該発電設備が所在する地方公共団体との間で、災害その他非常の場合においても当該地方公共団体に所在する需要設備に対して当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気又は当該発電設備を用いて得られる再生可能エネルギー熱を供給することが合意されているものであること。
- ②当該申請に係る発電事業を行おうとする者が、当該発電設備が所在する地方公共団体であること、又は、当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をしている一般社団法人及び一般財団法人並びに株式会社であること。
- ③当該発電設備が所在する地方公共団体が事業を実施又は当該地方公共団体が資本金、基本金その他これに準ずるものの出資をし
配電事業者に対して、当該発電設備において発電された再生可能エネルギー電気を再生可能エネルギー特定卸供給により供給す

「認定後説明会情報仮登録」ボタンをクリックします

登録者変更 | 連絡先変更 | 変更認定申請 | 事前変更届出

事後変更届出 | 廃止届出 | FIP移行認定申請

認定後説明会情報仮登録

認定後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

注意事項が表示されますので、
内容をよくご確認いただき該当する場合のみ手続きを進めてください。

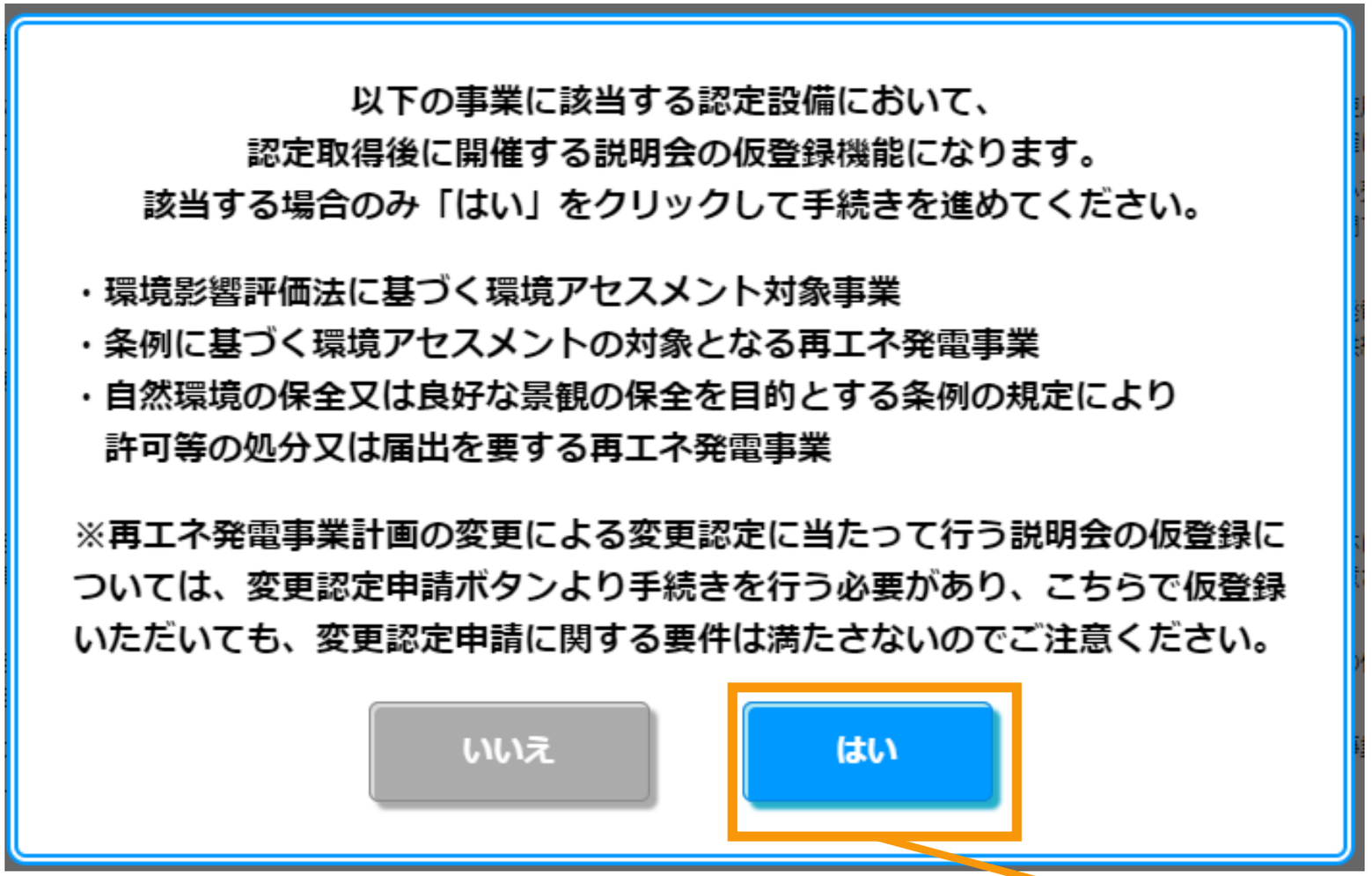

手続を進める場合は「はい」をクリックします

認定後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

登録画面が表示されますので、必要事項を入力します。
※説明会情報を除く入力情報のうち、「必要な許認可等」および「該当するエリア」以外の項目については、本事業計画認定にて入力いただいている内容が表示され、変更することができませんのでご注意ください。

必要な許認可等 必須	☐ ①森林法第10条の２第１項の開発行為の許可が必要な事業 ☐ ②宅地造成及び特定盛土等規制法第12条第１項及び第30条第１項の許可並びに宅地造成等規制法の一部を改正する法律（令和４年法律第55号）附則第２条第２項の規定によりなお従前の例によることとされた同法による改正前の宅地造成等規制法第８条第１項本文の許可が必要な事業 ☐ ③砂防法第４条第１項（同法第３条において準用する場合を含む。）の規定に基づく制限として行う処分が必要な事業 ☐ ④地すべり等防止法第18条第１項及び第42条第１項の許可が必要な事業 ☐ ⑤急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第７条第１項の許可が必要な事業 ☐ ⑥環境影響評価法又は条例に基づき環境アセスの対象となる場合 ☐ ⑦自然環境の保全又は良好な景観の保全を目的とする条例の規定により許可等の処分又は届出を必要とする事業 ☐ ⑧上記のいずれにも該当しない場合
該当するエリア 必須	☐ （１）認定申請要件許認可（上記①～⑤の許認可）の対象エリア ☐ （２）土砂災害警戒区域（土砂災害特別警戒区域を含む。）又は土石流危険渓流 ☐ （３）条例において、自然環境・景観の保護を目的として、保護エリアを定めている場合にあっては、当該エリア ☐ 該当なし

①～⑦に該当する場
グでの説明会の開

[必要な許認可等]で該当する選択肢をチェックします。
※複数の許認可が必要な場合はそれぞれにチェックをしてください。

[周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当]で該当するを選択した場合、[該当するエリア]で該当する選択肢をチェックしてください。
※複数のエリアに該当する場合はそれぞれにチェックをしてください。

認定後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

説明会情報を入力します

説明会情報

※こちらに記載の内容は登録後、資源エネルギー庁ウェブサイトに掲載されます。

No	説明会情報
1	開催場所 〒 123 – 4567 住所反映 都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇-〇〇-〇〇〇 ※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください 開催回 1 開催日時 日付 2017/05/01 開始時間 15:00 終了時間 16:00 他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等） 同時開催する説明会の仮登録ID ...8桁 ☐ 複数事業を一つの説明会... ち、一つ目の事業の仮登録...

[開催場所]を入力します
※入力方法は**次ページ参照**
※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください

[開催回]を半角数字で入力します

[開催日時]を日付と時間に分けてそれぞれ入力します

[他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）]は該当事項がある場合は入力します

認定後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



1

〒 123 － 4567 住所反映

都道府県

市区町村

町

2

住所選択

以下から該当する住所を選択して「選択」ボタンを押してください。

選択	No	郵便番号	住所
選択	1	1000001	東京都千代田区千代田

閉じる

[郵便番号]を入力し、「住所反映」ボタンをクリックします

住所一覧から該当する住所の「選択」ボタンをクリックします

〒 100 － 0001 住所反映

都道府県 東京都

市区町村 千代田区

3

町名・番地 千代田

※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください

町名までが自動入力されますので、[町名・番地]欄に町名以降の丁目等を追記入力します

認定後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



説明会情報を入力します

説明会情報

※こちらに記載の内容は登録後、資源エネルギー庁ウェブサイトに掲載されます。

No	説明会情報	
1	開催場所	〒 都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇-〇〇 ※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください
	開催回	1
	開催日時	日付 2017/05/01 開始時間 15:00 終了時間 16:00
	他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）	
	同時開催する説明会の仮登録ID	半角数字8桁 ☐ 複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の事業の仮登録に該当する場合
	追加 コピー 削除	

[同時開催する説明会の仮登録ID]は、複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合に、同一の説明会であることが確認できるように1つ目の事業の仮登録を行った際に発行された仮登録IDを入力します（IDは仮登録完了画面で表示されます。（**P.57参照**））

複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合に、1つ目の事業の仮登録である場合のみ、チェックをします
※登録方法の詳細については次ページを参照してください

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

【複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合の登録方法】

A事業、B事業、C事業を統合して1説明会として開催する場合、
仮登録自体はA事業、B事業、C事業についてそれぞれ登録をしていただく必要があります。
（P.5～24の仮登録の登録が3事業分必要になります。）
（**必ず同一のログインIDで仮登録を行ってください。**）

仮登録の際、説明会情報に入力する内容は同様の内容をそれぞれの仮登録時に入力します。

A事業→B事業→C事業の順に仮登録を行う場合、

A事業の仮登録においては、「複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の仮登録に該当する場合」にチェックをして登録します。
仮登録完了時に画面に表示されるIDを控えておきます。（※１）

その後、 B事業、C事業の仮登録において、（※１）で控えたIDを、
「同時開催する説明会の仮登録ID」に入力して登録します。

※一事業単体で説明会を開催する場合は、「同時開催する説明会の仮登録ID」の入力および「複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の仮登録に該当する場合」へのチェックは不要です。

認定後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



説明会情報を入力します

説明会情報

※こちらに記載の内容は登録後、資源エネルギー庁ウェブサイトに掲載されます。

No	説明会情報	
1	開催場所	〒 123 － 4567 住所反映 都道府県 市区町村 町名・番地 霞ヶ関〇-〇〇-〇〇〇 ※施設名や会議室名が分かる場合は具体的に記載してください
	開催回	1
	開催日時	日付 2017/05/01 開始時間 15:00 終了時間 16:00
	他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）	
	同時開催する説明会の仮登録ID	半角数字8桁 ☐ 複数事業を一つの説明会として同時開催するもののうち、一つ目の事業の仮登録に該当する場合

追加 コピー 削除

「追加」：空欄の入力枠を追加します
「コピー」：コピーをクリックしたデータをコピーした状態の入力枠を追加します
「削除」：削除をクリックした入力枠を削除します
（1件の場合は削除できません）

認定後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

同意事項にチェックを付けます

確認

周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認	必須	☐ 再エネ発電事業の実施場所の敷地境界からの水平距離が一定の範囲内の居住者が存在しない ☐ 市町村への事前相談を踏まえ、市町村の意見により加えるべき者が存在しない ☐ 上記いずれも該当しない

※一定の範囲は、次の場合に応じて以下の範囲をいいます。
（Ⅰ）低圧電源の場合：100m
（Ⅱ）高圧電源又は特別高圧電源の場合（次の場合を除く）：300m
（Ⅲ）環境影響評価法に基づく環境アセスメント対象事業（第一種事業に限る

[周辺地域の住民（説明会に出席する住民）の確認]で該当する選択肢をチェックします。

※説明会の開催が必要となる場合（仮登録が必要となる場合）は、以下の点にご留意ください。

● 本システムにおける仮登録の手続は、**説明会の開催が必要な事業の範囲に該当することや、説明会の適法性を保障するものではありません。**説明会の開催が必要な事業の範囲の該当性や、説明会の要件については、必ず再エネ特措法、同法施行規則及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」をご確認ください。
- 関係法令
- 「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」

● 説明会の開催が必要な事業の場合は、**必ず仮登録**をした上で、**説明会の開催予定日の２週間前**までに、**開催情報を登録しなければなりません。**

● 仮登録に進む場合、**以下の情報を含む説明会の開催情報**が、説明会の開催予定日までの間、**資源エネルギー庁のHPにおいて公開されます。**予定する説明会について、**必ず正確な情報をご記入ください。**虚偽の情報を記入した場合は、偽計業務妨害罪などの罪に問われる可能性があります。

- 設備ID（変更の場合）
- 再エネ発電事業者名（変更の場合は、現事業者名と変更予定の事業者名）
- 再エネ発電事業者代表（変更の場合は、現代表者名と変更予定の代表者名）
- 説明会の開催日時及び開催場所
- 事業者連絡先
- 電源種
- 事業の実施場所
- 出力規模
- 工事開始予定時期
- 運転開始予定時期
- 過去の開催登録実績
- 説明会ID（同時開催する説明会IDを含む。）

記載内容を十分にご確認いただいた上で、チェックをつけてください。
※チェックがない場合、先に進めません。

☐ 上記を確認し、その内容について理解しました。また、仮登録時に登録する説明会の開催情報の公開に同意します。

認定後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

必要事項をすべて入力後、内容確認に進みます



「内容確認」ボタンをクリックします



内容確認画面で入力内容に問題がなければ「登録」ボタンをクリックします

認定後説明会情報仮登録

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

仮登録は完了となります。
※ただし、事業者本人以外による登録の場合、必ず事業者による承諾が必要となります。
承諾がなされるまでは仮登録が完了したことにはなりませんのでご注意ください。
承諾に時間を要し、承諾時点から2週間後以降の説明会開催日ではない場合、最低周知期間の2週間を下回るため、説明会情報公表の承諾は行えず、拒否をしていただき仮登録の再登録が必要になりますので十分余裕を持って登録を行ってください。

※いずれの場合であっても公表から2週間以降の説明会開催後、当該説明会に係る説明会概要報告書等の提出が必要となります。
提出方法は次ページ以降を参照してください。

※複数の事業を統合して1つの説明会として開催する場合に、1つ目の事業の仮登録を完了させた場合は必ず画面に表示されている申請IDを保管しておいてください。
2つ目以降の仮登録の登録時に必要となります。（P.51参照）

※説明会開催後、概要報告書等の提出が必要になりますのでご注意ください。
説明会開催後、下記の手順で必ず概要報告書等の提出を行ってください。
①新規認定申請入力をクリック
②仮登録済申請の本登録をクリック
③検索画面で該当の仮登録情報を検索し、参照ボタンをクリック
④参照画面で説明会概要報告書等提出ボタンをクリック
⑤必要事項の入力および必要書類の添付等を行います。

申請ID：********

仮登録情報の参照

仮登録を行った申請を参照する場合は、
メニューから「新規認定申請入力」を選択します。



メニュー

- 新規認定申請入力 ›
- 認定申請一覧 ›
- 認定設備一覧 ›
- みなし認定設備一覧
  28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。
  （設備ＩＤが「Ｆ」で始まる設備を除く。） ›
- 提出一覧 ›

詳細情報は、「認定申請一覧」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより
「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請

「新規認定申請入力」をクリックします

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



必要な手続きの判定

10kW未満太陽光、屋根設置太陽光、周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリア外の50kW未満設備、再エネ海域利用法の適用事業に該当するもの以外の場合、新規認定申請を行う前に仮登録にて必要事項の登録が必要になります。
申請を行う対象の情報を選択及び入力し、必要な手続きを行ってください。

対象の制度	FIT	
発電設備の区分	太陽光	
出力区分	10kW未満	
設備利用者区分	自ら太陽光発電設備を設置される方	
発電設備の出力（kW）	12.3	[半角数字(小数点第1位まで)] 発電設備の出力は、太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか低い方の出力の合計値を(W)単位で換算し、合計値を(kW)単位に換算した後、小数第2位を切り捨てて、小数第1位まで入力してください。パワーコンディショナーを複数台設置している場合は、各系列における太陽電池の合計出力とパワーコンディショナーの出力のいずれか低い方の出力を合計した値を入力してください。
屋根設置の有無	屋根設置	
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当	該当する	周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアとは以下を指します。 ①災害の危険性に直接影響を及ぼし得るような土地開発に関わるものであって、FIT/FIP認定申請要件として許認可を求めることとした許認可に係るエリア ②災害が発生した場合に、再エネ発電設備が損壊するリスクの高いエリア ③条例において、自然環境・景観の保護を目
該当再エネ発電事業を合計した出力が50kW以上となるか	該当する	
離島等供給エリアか	該当無し	

・過去の開催登録実績
・説明会ID（同時開催する説明会IDを含む。）

☐ 上記を確認し、その内容について理解しました。また、仮登録時に登録する説明会の開催情報の公開に同意します。

戻 る　　仮登録

仮登録済申請から本登録へ進む場合は以下のボタンからお進みください

仮登録済申請の本登録

「仮登録済申請の本登録」ボタンをクリックします

仮登録情報の参照

登録完了時（**P.57参照**）に表示されたIDの仮登録情報を検索します

仮登録一覧

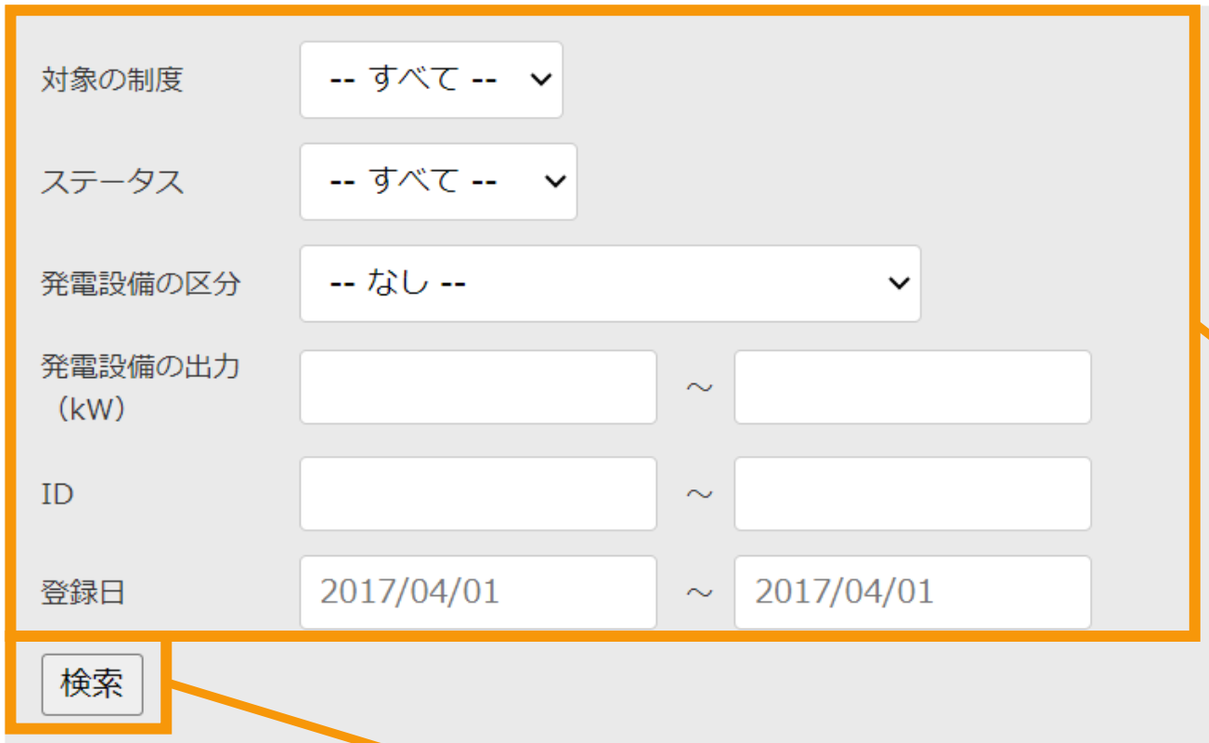

必要に応じて検索条件を選択・入力します
※未入力でも検索可能です。その場合、ログインIDに紐づく仮登録情報が全て結果に表示されます。
※検索条件を未指定の状態で検索結果が0件の場合、ログインIDに紐づく仮登録情報が存在しないので正しいログインIDであるかの確認をしてください

「検索」ボタンをクリックします
※該当する仮登録情報が存在する場合、画面下部に検索結果が表示されます。

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

参照する仮登録情報の検索をします

仮登録一覧

対象の制度 -- すべて --

ステータス -- すべて --

発電設備の区分 -- なし --

発電設備の出力（kW） ～

ID ～

登録日 2017/04/01 ～ 2017/04/01

検索

「参照」ボタンをクリックします
選択した仮登録情報の参照画面が表示されます

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

No	ID ↑	ステータス	対象の制度	発電設備の出力（kW）	
1	********	登録済	FIT	50.000kW	参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

仮登録情報の参照

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

登録した仮登録情報の詳細の確認ができます。
以下の手続きを行うことができます。

・**編集**：登録した仮登録情報の編集が行えます。
（操作方法は登録時と同様です。**P.49以降参照**）

・**削除**：当該説明会を開催しなくなった場合、登録した仮登録情報の削除が行えます。
※本事業計画認定自体の削除ではありません。（**P.63参照**）

・**説明会概要報告書提出**：当該説明会に係る説明会概要報告書等の提出が行えます。
（**P.66参照**）

1	開催回	1
	開催日時	2024/7/13　15:00～16:00
	他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）	
	同時開催する説明会の仮登録ID	

戻　る　　編　集　　削　除　　説明会概要報告書提出

仮登録情報の削除

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

当該説明会を開催しなくなった場合、登録した仮登録情報の削除が行えます。
※参照画面の表示方法はP.58～62参照

出力区分	1,000kW未満
発電設備の出力（kW）	60.000
周辺地域や周辺環境に影響を及ぼす可能性が高いエリアへの該当	該当しない
離島等供給エリアか	該当無し

入力情報

法人個人区分	個人
事業者名	個人　太郎
連絡先	01-2345-6789
必要な許認可	森林法
該当するエリア	（1）認定申請要件許認可（森林法・盛土規制法・砂防三法）の対象エリア
発電設備の設置場所（代表）	〒100－0001 東京都千代田区千代田１－１－１
設置工事開始予定日	2024年02月20日
運転開始日（又は予定日）	2024年02月20日

密接関係者（資本関係等において認定事業者と密接な関係を有するものをいう）

密接関係者は登録されていません。

説明会情報

No	説明会情報	
1	開催場所	〒100－0001 東京都千代田区千代田１－１－１
	開催回	1
	開催日時	2024/03/02 18:00
	備考	
	同時開催する説明会の仮登録ID	

「削除」ボタンをクリックします

戻る　編集　削除

利用規約 | プライバシーポリシー
経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

仮登録情報の削除

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

当該説明会を開催しなくなった場合、登録した仮登録情報の削除が行えます。

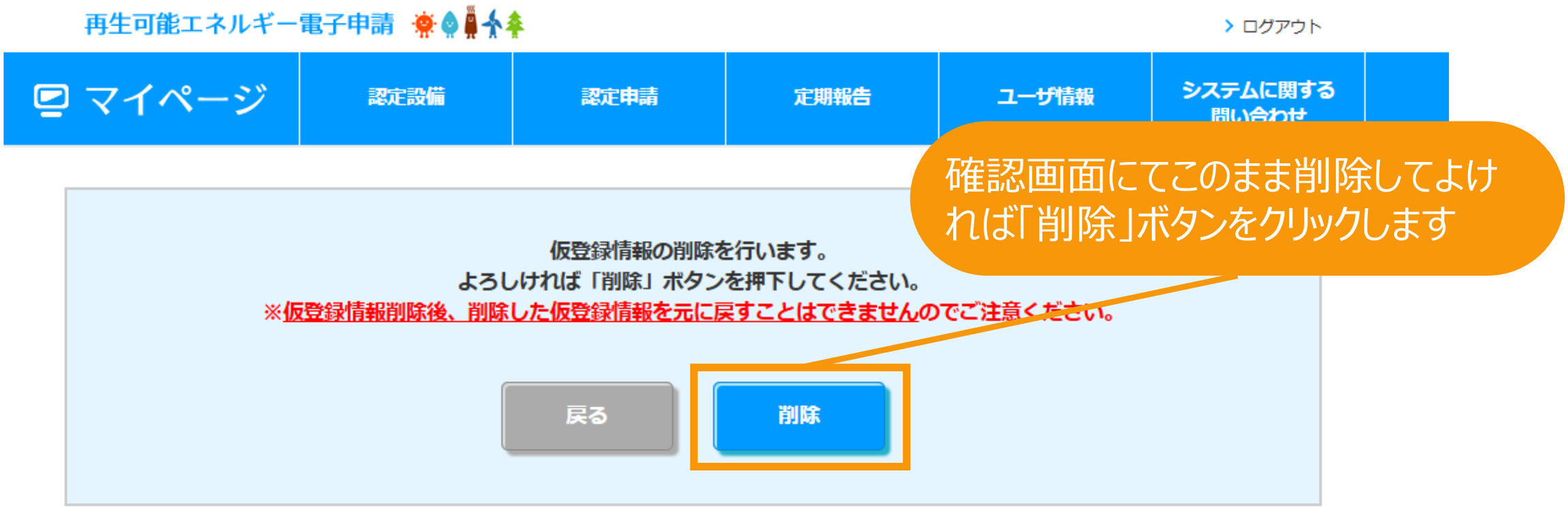

確認画面にてこのまま削除してよければ「削除」ボタンをクリックします

仮登録情報の削除

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

当該説明会を開催しなくなった場合、登録した仮登録情報の削除が行えます。

削除完了となります。
「戻る」ボタンをクリックして終了します



仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

説明会概要報告書提出ボタンをクリックして、
当該説明会に係る説明会概要報告書等の提出へと進みます
※参照画面の表示方法はP.58～62参照

説明会情報

No	説明会情報	
1	開催場所	〒100－0001 東京都千代田区千代田１－１　会議室Ａ
	開催回	1
	開催日時	2024/7/13　15:00～16:00
	他法令・条例に基づく説明会等を兼ねる場合は、当該他法令・条例（環境影響評価法等）	
	同時開催する説明会の仮登録ID	

「説明会概要報告書提出」ボタンをクリックします

戻　る　　編　集　　削　除　　説明会概要報告書提出

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

説明会概要報告書について入力をしていただきます。
記載する内容については**説明会及び事前周知措置実施ガイドライン**をご参照ください。

説明会概要報告書

以下の情報を含む説明会・事前周知措置の概要報告情報が、提出後、資源エネルギー庁のHPにおいて公開されます。
開催した説明会について、必ず正確な情報をご記入ください。虚偽の情報を記入した場合は、偽計業務妨害などの罪に問われる可能性があります。

- 設備ID
- 説明会ID（説明会概要報告書を提出の場合）
- 再エネ発電事業者名
- 再エネ発電事業者代表
- 事業者連絡先（説明会概要報告書を提出の場合）
- 電源種
- 事業の実施場所
- 出力規模
- 工事開始予定日（説明会概要報告書を提出の場合）
- 運転開始予定日
- 説明会または事前周知措置概要報告書

☐ 上記を確認し、その内容について理解しました。認定後に資源エネルギー庁のHPにおいて公開されることに同意します。

No	必須	説明会概要報告書
		開催場所：〒 105－0004 東京都港区新橋１－１－１
		開催回：1
		開催日時：2024/3/14 11:16～11:16
		開催案内：実施方法 ①ポスティングによる書面配布
		実施対象地域 ※住所での記入。住民の氏名等の個人情報の記入を禁じます。
		参加者：10 名
		質疑時間：30 分
		質疑人数：5 人

[同意事項]についてご確認いただき、チェックをします

開催場所、開催回、開催日時については仮登録の際に登録した内容が表示されます

[実施方法]を選択します

[実施対象地域]を入力します
※注意事項をよくご確認の上入力してください

[参加者]を入力します

[質疑時間]を入力します

[質疑人数]を入力します

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

説明会概要報告書について入力をしていただきます。
記載する内容については**説明会及び事前周知措置実施ガイドライン**をご参照ください。

1

主な質疑項目

- □ 再エネ発電事業計画の概要
- □ 関係法令遵守状況
- □ 土地権原取得状況
- □ 再エネ発電事業の設置工事の概要
- □ 関係者情報
- □ 再エネ発電事業の安全面の影響及び予防措置
- □ 再エネ発電事業の景観面の影響及び予防措置
- □ 再エネ発電事業の自然環境面の影響及び予防措置
- □ 再エネ発電事業の生活環境面の影響及び予防措置
- □ 再エネ発電事業の廃棄に関する影響及び予防措置
- □ その他

質問募集フォーム（募集期間開始日） 2017/05/01

質問募集フォーム（募集期間終了日） 2017/05/01

質問募集フォーム（質問件数） 5 件

質問募集フォーム（回答方法） （記載例）回答を記した書面を開催案内と同様にポスティングにより配布。

[主な質疑事項]を選択します

[質問募集フォーム（募集期間開始日）]を入力します

[質問募集フォーム（募集期間終了日）]を入力します

[質問募集フォーム（質問件数）]を入力します

[質問募集フォーム（回答方法）]を入力します

GビズID利用の有無

当該申請での、GビズIDの利用の有無について該当の選択肢を選択して内容確認へ進んでください。

※GビズIDを利用する場合、内容確認画面から次の画面へ進む際にGビズIDの認証が必要になります。
※GビズIDを利用しない場合、書類添付画面で必要な書類が異なります。「必要となるGビズID、印鑑証明書等」をご確認ください。

- ○ GビズIDを利用します。
- ◉ GビズIDを利用しません。

GビズIDの利用の有無について該当の選択肢を選択します。

戻 る　　内容確認

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

必要事項をすべて入力後、内容確認に進みます



「内容確認」ボタンをクリックします



内容確認画面で入力内容に問題がなければ「保存して次に進む」ボタンをクリックします

◎GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用します]を選択した場合：マニュアルP.70へ進みます。
◎GビズIDの利用の有無で[GビズIDを利用しません]を選択した場合：マニュアルP.71へ進みます。

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

[GビズIDを利用する]を選択した場合

GビズIDを利用して手続きを行う場合、GビズIDログインをクリックしてGビズID認証を行います。

※当該申請において、すでにGビズID認証を実施した場合（補正内容の修正の際など）は
再度のGビズID認証は不要なためマニュアルP.71へお進みください。

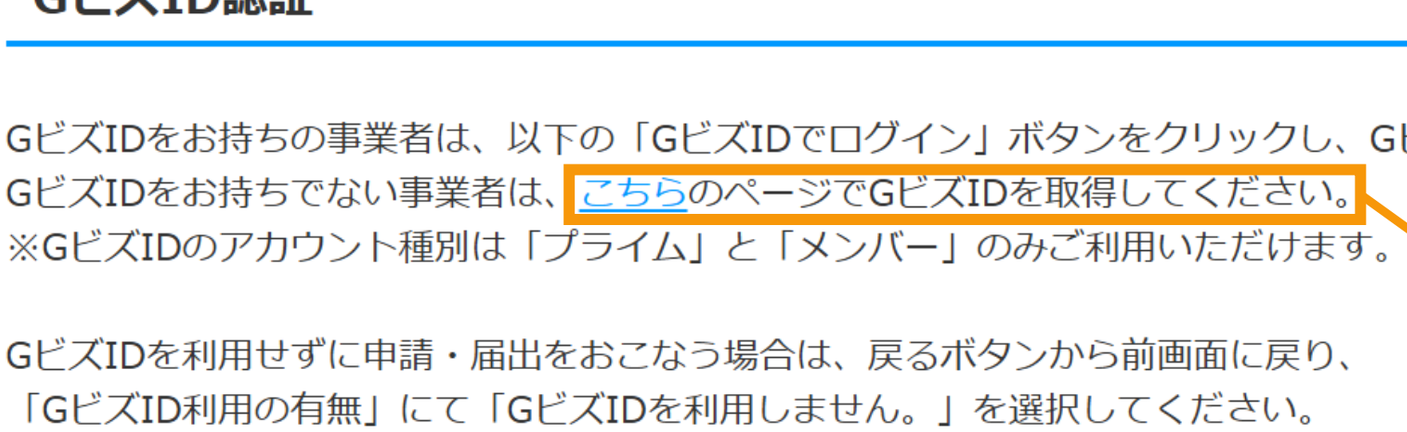

GビズIDを取得したい場合は予め、GビズIDのサイト（https://gbiz-id.go.jp/top/）からGビズIDを取得してください
※利用できるアカウント種別はプライムとメンバーのみです



GビズIDを利用しない手続きに戻りたい場合は「戻る」ボタンをクリックます

申請内容登録画面に戻ります
※マニュアルP.68に戻り、GビスIDを利用しないを選択してください

GビズIDを利用して手続きを進めます
「GビズIDログイン」ボタンをクリックします

GビズID認証画面に進みます
※GビズID認証方法は【GビズID認証】マニュアルを参照してください
※GビズID認証完了後、マニュアルP.71へお進みください

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

書類添付画面で必要な書類のアップロード及び説明会概要報告書出力を行います
（アップロード方法は**P.72参照**）
（説明会概要報告書出力方法は**P.73参照**）

申請後説明会概要報告書等提出

情報入力 ＞ 内容確認 ＞ 書類添付 ＞ 登録完了

書類添付

添付ファイルは、PDFかZIPにしてください。
１つのファイルは、10MB以下にしてください。
１つの枠にファイルは１つしか添付できません。複数のファイルを添付する場合はZIP形式でまとめて添付してください。
ZIP形式にする際は、パスワード設定はしないでください。
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。
直近に添付されたファイルの内容に変更があり、変更後のファイルを改めて添付する場合には、必ずファイル名を変えてください。

発電事業実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図 必須	
なし	ファイルを選択 選択されていません アップロード
周辺地域住民の範囲について市町村事前相談時書類及び当該市町村意見書類 必須	
なし	ファイルを選択 選択されていません アップロード
説明会開催案内、事前周知措置実施配布書類等、自治体公報等掲載書類 必須	

戻る　提出　説明会概要報告書出力

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

書類添付方法(例)



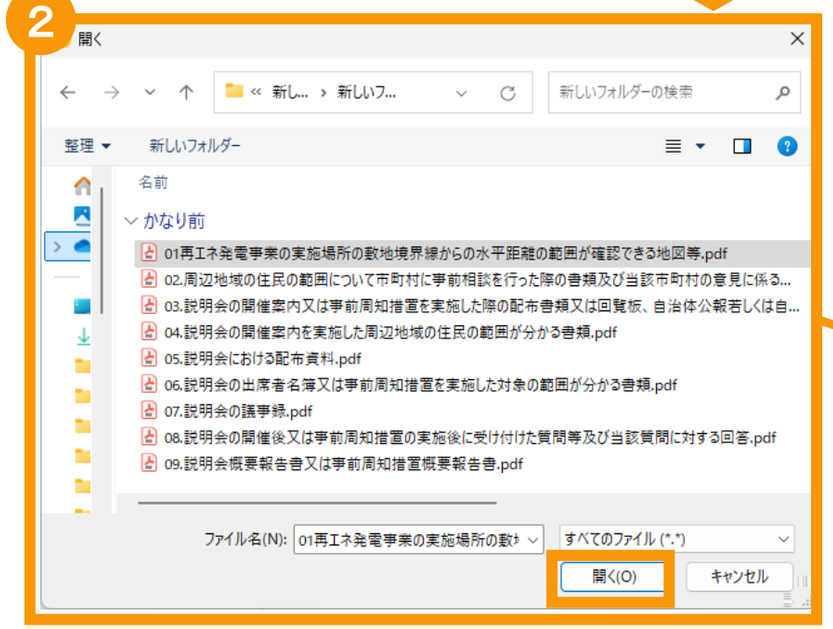

添付をする書類の「ファイルを選択」ボタンをクリックします

[ファイルのアップロードウィンドウ]が開きます

添付するファイルを選択し「開く」ボタンをクリックします

「参照」ボタンの横にファイル名が表示されます
※ファイル形式は[PDF]又は[ZIP]にして下さい
※ファイルサイズは10MB以下にして下さい

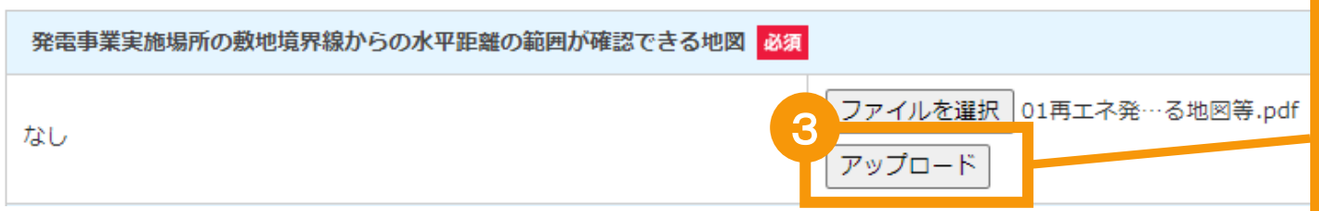

「アップロード」ボタンをクリックします

ファイルがアップロードされます
※ファイルを選択後は必ずアップロードしてください
※アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます
必ず1ファイルづつアップロードして下さい



アップロードされたファイルが表示されます

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

説明会概要報告書出力方法

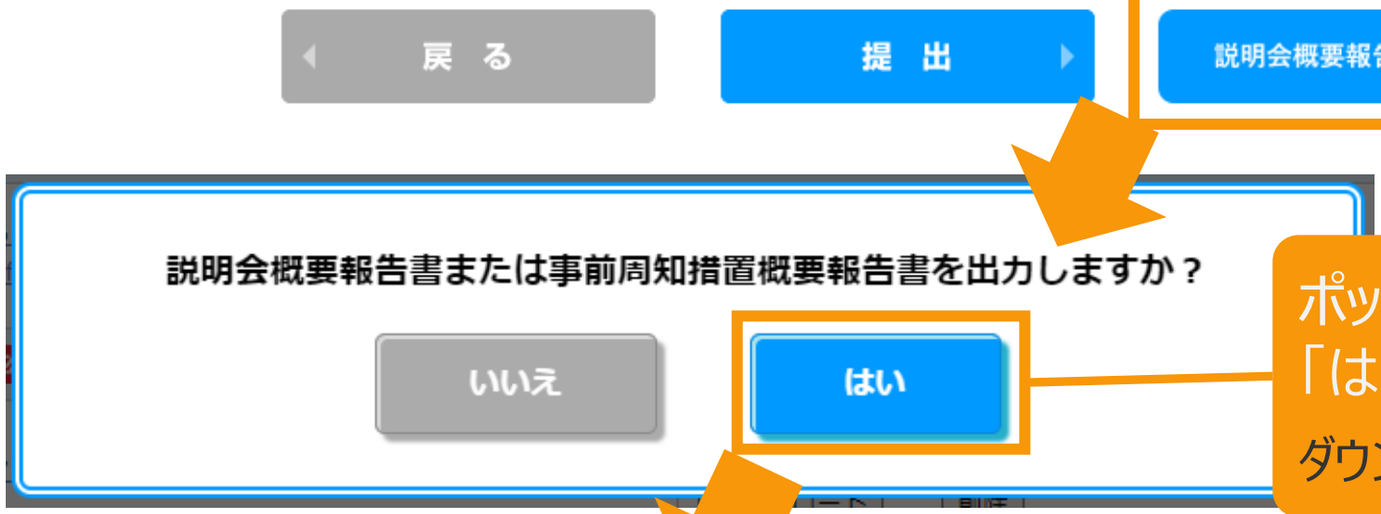

「説明会概要報告書出力」ボタンをクリックします

ポップアップが表示されますので、
「はい」ボタンをクリックします

ダウンロードを開始します。





概要報告書のダウンロードが実行されるので、
ファイルを保存してください

※ブラウザによっては、自動で保存されます
※「ポップアップがブロックされました」と表示された場合、**マニュアルP.74**を確認し、ポップアップブロック機能の解除を行ってください

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

【申請書の保存・印刷時の注意点】
申請書の印刷には、「ポップアップ ウィンドウ」を利用しています。
ご利用のブラウザの設定によっては、「ポップアップ ブロック機能」により、申請書が印刷できない場合があります。
「ポップアップ ブロック機能」の解除方法をいくつかご案内いたしますので、お手数ですが設定をお願いいたします。

<Chromeの場合>
①ポップアップブロックが設定されている状態で申請書の印刷を行うと、画面右上に「ポップアップがブロックされました」と表示されます。
②この表示部分をクリックすると詳細画面が表示されますので、表示されたURLをクリックいただくか、「サイト上のポップアップを常に許可する」を選択いただく必要があります。

※利用されているブラウザがマイクロソフト社のEdgeの場合、レイアウトが崩れるなどの理由により、画面上の表示または印刷が正しく行われないことがありますので、一度ダウンロードを行った上で、Adobe社のReaderソフト(Adobe Acrobat ReaderDCソフトウェア：無料）を使用して表示を行い、印刷をしてください。

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



申請後説明会概要報告書等提出

情報入力 ＞ 内容確認 ＞ 書類添付 ＞ 登録完了

書類添付

添付ファイルは、PDFかZIPにしてください。
１つのファイルは、10MB以下にしてください。
１つの枠にファイルは１つしか添付できません。複数のファイルを添付する場合はZIP形式でまとめて添付してください。
ZIP形式にする際は、パスワード設定はしないでください。
ファイルを選択後は必ずファイルをアップロードしてください。
アップロードせずに他のファイルを選択しアップロードするとアップロードしていないファイルは削除されます。
直近に添付されたファイルの内容に変更があり、変更後のファイルを改めて添付する場合には、必ずファイル名を変えてください。

発電事業実施場所の敷地境界線からの水平距離の範囲が確認できる地図 必須	
なし	ファイルを選択 選択されていません アップロード
周辺地域住民の範囲について市町村事前相談時書類及び当該市町村意見書類 必須	
なし	ファイルを選択 選択されていません アップロード
説明会開催案内、事前周知措置実施配布書類等、自治体公報等掲載書類 必須	

戻 る　　提 出

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All

必要書類をアップロード後、
「提出」ボタンをクリックします。

仮登録後の説明会概要報告書提出

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

仮登録後の説明会概要報告書提出の登録は完了となります。
順次審査が行われ審査結果に応じて、
P.82（審査NGの場合）または
P.83（審査OKの場合）の内容でメールが送られます。



説明会概要報告書提出検索

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

説明会概要報告書提出の検索方法の手順です。

再生可能エネルギー

› ログアウト

マイページ | 認定設備 | 認定申請 | 定期報告 | ユーザ情報 | システムに関する問い合わせ

メニュー

- 新規認定申請入力 ›
- 認定申請一覧 ›
- 認定設備一覧 ›
- みなし認定設備一覧 ›
  28年度までに認定を受けた方は初めにこちらより移行手続を行ってください。（設備ＩＤが「Ｆ」で始まる設備を除く。）
- 提出一覧 ›

詳細情報は、「認定申請一覧」画面にて検索を行うことで確認できます。
※左記メニューの「認定申請一覧」のリンクをクリックすることにより「認定申請一覧」画面に遷移できます。

※各申請状態の詳細は以下の一覧表をご確認ください。
申請状態一覧.pdf

各変更手続きによって、変更可能な申請項目が異なりますので、ご注意ください。
以下の一覧表をご確認頂き、変更する内容に応じた変更手続きを行ってください。
各変更手続きの変更対象項目一覧表.pdf

利用規約 | プライバシーポリシー

for Natural Resources and Energy All rights reserved.

「提出一覧」ボタンをクリック

説明会概要報告書提出検索

説明会および事前周知措置実施
ガイドラインはこちら

検索条件を適宜入力して検索します。
検索条件はなしで検索することも可能です。

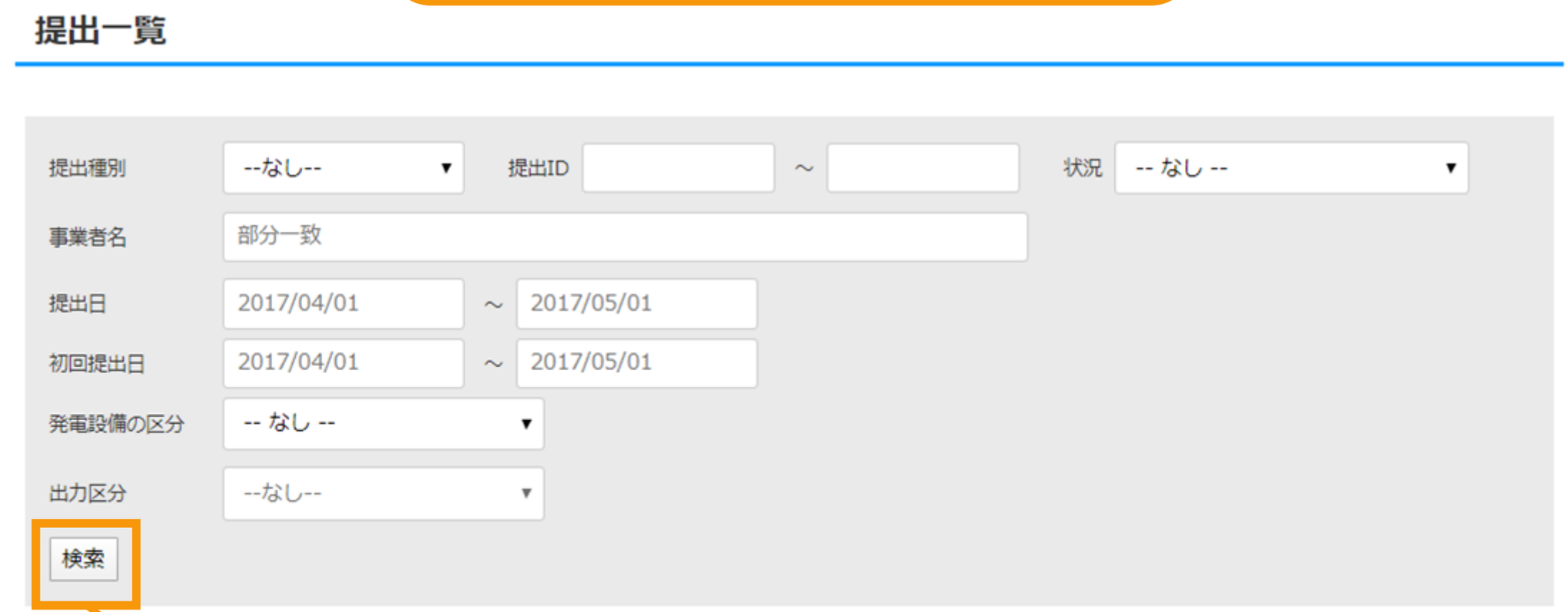

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

「検索」ボタンをクリックします。

説明会概要報告書提出検索

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

提出一覧

提出種別 --なし-- 提出ID ～ 状況 -- なし --

事業者名 部分一致

提出日 2017/04/01 ～ 2017/05/01

初回提出日 2017/04/01 ～ 2017/05/01

発電設備の区分 -- なし --

出力区分 --なし--

検索

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

No	発電設備の区分	出力区分	状況	提出種別	提出ID ↑	設備ID	事業者名	発電設備の出力（kW）	提出日	初回提出日	
1	地熱	50kW以上1,000kW未満	申請書出力済	申請後説明会概要報告書等提出	********		********	50.000kW	2024年07月02日	2024年07月02日	参照

1件中1件～1件まで表示

<< < 1 > >>

「参照」ボタンをクリックします。

説明会概要報告書提出参照

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら

入力した説明会概要報告書について参照できます。

再生可

ログアウト

マイ

ご関する
合わせ

申請後説明会概要報告書等提出

基本情報

事業者名（提出時）	********
発電設備の出力（kW）	********
発電設備の設置場所	********

説明会概要報告書

No	説明会概要報告書	
1	開催場所	〒 100－0001 東京都千代田区千代田１－１－１
	開催回	1
	開催日時	2024/7/17 15:00～16:00
	開催案内	********
	参加者	**名
	質疑時間	**分
	質疑人数	**人
	主な質疑項目	********
	質問募集フォーム（募集期間開始日）	****/**/**
	質問募集フォーム（募集期間終了日）	****/**/**
	質問募集フォーム（質問件数）	**件
	質問募集フォーム（回答方法）	********

利用規約 | プライバシーポリシー

経済産業省　資源エネルギー庁　Copyright (C) Agency for Natural Resources and Energy All rights reserved.

説明会概要報告書提出参照

説明会および事前周知措置実施ガイドラインはこちら



審査の結果、不備となった場合は
取り下げまたは申請内容の修正が可能です。

申

基本情報

事業者名（提出時）	********
発電設備の出力（kW）	********
発電設備の設置場所	********

説明会概要報告書

No	説明会概要報告書	
1	開催場所	〒 100－0001 東京都千代田区千代田１－１－１
	開催回	1
	開催日時	2024/7/17 15:00～16:00
	開催案内	********
	参加者	**名
	質疑時間	**分
	質疑人数	
	主な質疑項目	
	質問募集フォーム（募集期間開日）	
	質問募集フォーム（募集期間終了日）	
	質問募集フォーム（質問件数）	**
	質問募集フォーム（回答方法）	********

内容を修正する場合は
「申請内容の修正」ボタンをクリックします。
その後の登録方法は初回の登録時と同様です。
P.67～75を参照してください。

提出取り下げ　　申請内容の修正

不備通知サンプル

提出内容に不備がある際に送信されるメールのサンプルです。

メールタイトル：【重要】申請後説明会概要報告書等提出の不備のお知らせ

○○様

○○に提出いただきました、申請後説明会概要報告書等提出（提出ＩＤ：○○）につきまして、以下のとおり不備がありますので、補正期限内に不備補正への対応をしていただきますよう、お願いいたします。

【補正期限】
○○
【不備内容】
○○
【不備補正方法】
・不備内容を修正するには、再生可能エネルギー電子申請システムにログインして、提出一覧から提出ＩＤ等を用いて対象を検索し、参照してください。
・画面下部にある「申請内容の修正」ボタンを押下し、提出内容の確認を行い「内容確認」「保存して次に進む」ボタンを押下後、書類添付画面にて書類を添付して「提出」ボタンを押下してください。
【不備補正に関する注意点】
・「提出」後、状況が「承諾済」または「申請書出力済」または「申請書出力済（認証済）」と表示が変わらないと補正対応がされていないこととなりますので、ご注意ください。
・添付する書類は、PDFファイル形式で添付し、該当する項目に添付してください。
　（１か所に複数のファイルは添付できません。複数のファイルを添付する場合、ZIP形式で添付してください。）
以上

受理通知サンプル

受理された際に送信されるメールのサンプルです。

メールタイトル：【重要】申請後説明会概要報告書等提出の受理のお知らせ

○○様

先般、提出されておりました申請後説明会概要報告書等提出に関しまして、受理がされましたので報告致します。

提出ID：○○

以上